

# 令和6年余市町議会第4回定例会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分  
 延 会 午後 2時30分

## ○招 集 年 月 日

令和6年12月10日（火曜日）

## ○招 集 の 場 所

余市町議事堂

## ○開 会

令和6年12月10日（火曜日）午前10時

## ○出 席 議 員 （16名）

余市町議会議長 12番 藤野博三  
 余市町議会副議長 3番 岸本好且  
 余市町議会議員 1番 山本正行  
 " 2番 尾森加奈恵  
 " 4番 佐藤剛司  
 " 5番 内海富美子  
 " 6番 庄巖龍  
 " 7番 中井寿夫  
 " 8番 川内谷幸恵  
 " 9番 土屋美奈子  
 " 10番 伊藤正明  
 " 11番 茅根英昭  
 " 13番 ジャストミートあたる  
 " 14番 大物翔  
 " 15番 白川栄美子  
 " 16番 寺田進

## ○出 席 者

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔  
 副 町 長 渡 邊 郁 尚  
 総 務 部 長 高 橋 伸 明  
 総 務 課 長 越 智 英 章  
 財 政 課 長 高 田 幸 樹  
 税 務 課 長 成 田 文 明  
 民 生 部 長 篠 原 道 憲  
 福 祉 課 長 大 平 直 規  
 子育て・健康推進課長 新 木 徹 也  
 保 険 課 長 小 黒 雅 文  
 環 境 対 策 課 長 大 森 直 也  
 総 合 政 策 部 長 阿 部 弘 亨  
 政 策 推 進 課 長 橋 端 良 平  
 農 林 水 産 課 長 北 島 貴 光  
 商 工 観 光 課 長 原 田 孝 嗣  
 建 設 水 道 部 長 奈 良 論  
 建 設 課 長 井 上 健 男  
 まちづくり計画課長 二 木 二 郎  
 水道課長（併）下水道課長 紺 谷 友 之  
 会計管理者（併）会計課長 濱 川 龍 一  
 農業委員会事務局長 樋 口 正 人  
 教育委員会教育長 前 坂 伸 也  
 教 育 部 長 浅 野 敏 昭  
 学 校 教 育 課 長 本 間 憲 明  
 社 会 教 育 課 長 中 島 豊  
 選挙管理委員会事務局長  
 （併）監査委員事務局長 石 川 智 子

## ○欠 席 議 員 （0名）

○事務局職員出席者

事務局 長 羽 生 満 広  
議事係 長 中 山 達 郎  
書 記 山 内 千 洋

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定  
議長の諸般報告
- 第 3 令和6年余市町議会第3回定例会付託 認定第 1号 令和5年度余市町水道事業会計決算認定について  
(令和5年度余市町水道事業会計決算特別委員会審査結果報告)
- 第 4 令和6年余市町議会第5回臨時会付託 認定第 1号 令和5年度余市町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 2号 令和5年度余市町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 3号 令和5年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 4号 令和5年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 5号 令和5年度余市町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について (以上5件、令和5年度余市町各会計決算特別委員会審査結果報告)
- 第 9 議案第 1号 令和6年度余市町一般会計補正予算 (第7号)
- 第10 議案第 2号 令和6年度余市町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)

第11 議案第 3号 令和6年度余市町水道事業会計補正予算 (第3号)

第12 議案第 4号 令和6年度余市町水道事業会計補正予算 (第2号)

第13 一般質問

---

開 会 午前10時00分

○議長(藤野博三君) ただいまから令和6年余市町議会第4回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会に提出されました案件は、委員会審査結果報告6件、議案11件、他に一般質問と議長の諸般報告です。

---

○議長(藤野博三君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議席番号6番、庄議員、議席番号7番、中井議員、議席番号8番、川内谷議員、以上のとおり指名いたします。

---

○議長(藤野博三君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○6番(庄 巖龍君) 令和6年余市町議会第4回定例会開催に当たり、昨日午前10時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員7名出席の下、さらに説明員として渡邊副町長、高橋総務部長、越智総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期定例会に提出されました案件は、委員会審

査結果報告6件、議案11件、一般質問は10名により18件、他に議長の諸般報告でございます。

会期につきましては、本日より12月12日までの3日間と決定しましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りににつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

令和6年余市町議会第3回定例会付託に関わる日程第3、認定第1号 令和5年度余市町水道事業会計決算認定についてにつきましては、令和5年度余市町水道事業会計決算特別委員会審査結果報告でありますので、即決にてご審議いただくことに決しました。

令和6年余市町議会第5回臨時会付託に関わる日程第4、認定第1号 令和5年度余市町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第5、認定第2号 令和5年度余市町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、認定第3号 令和5年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第4号 令和5年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第5号 令和5年度余市町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、以上5件につきましては、それぞれ関連がございますので、一括上程の上、令和5年度余市町各会計決算特別委員会審査結果報告でありますので、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第9、議案第1号 令和6年度余市町一般会計補正予算（第7号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第10、議案第2号 令和6年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第11、議案第3号 令和6年度余市町水道

事業会計補正予算（第3号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第12、議案第4号 令和6年度余市町下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第13、一般質問は、10名による18件です。

日程第14、議案第5号 余市町温水プール条例を廃止する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第15、議案第6号 余市町水産加工研修センター設置条例を廃止する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第16、議案第7号 余市町勤労青少年ホーム条例を廃止する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第17、議案第8号 北後志衛生施設組合規約の一部を変更する規約についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第18、議案第9号 指定管理者の指定についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第19、議案第10号 指定管理者の指定についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第20、議案第11号 指定管理者の指定についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、追加案件もあると伺っておりますので、これらの案件が追加された時点で議会運営委員会を開催し、その結果をご報告申し上げます。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（藤野博三君） ただいま委員長から報告のとおり、今期定例会の会期は本日から12日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から12日までの3日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、今期定例会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

---

**○議長（藤野博三君）** 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、去る11月12日、後志町村議会議長会による北海道横断自動車道の早期整備に関する要望活動が実施され、お手元に配付の内容のとおり関係省庁、道内選出国會議員に要請しておりますので、ご報告いたします。

次に、去る11月13日、東京NHKホールにおいて第68回町村議会議長全国大会、併せて第49回豪雪地帯町村議会議長全国大会が開催され、来賓として石破内閣総理大臣、長浜参議院副議長、村上総務大臣、伊東地方創生担当大臣、三原女性活躍・男女共同参画担当大臣、森山自由民主党幹事長、吉田全国町村会長、他に各地方選出国會議員を迎え、お手元に配付の大会決議並びに特別決議等を採択されましたことをご報告申し上げます。なお、それぞれの詳細につきましては、関係書類を事務局に保管しておりますので、必要な場合、ご覧い

ただきたいと思えます。

以上で諸般報告を終わります。

---

**○議長（藤野博三君）** 次に、令和6年第3回定例会において付託に関わる日程第5、認定第1号 令和5年度余市町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

この際、令和5年度余市町水道事業会計決算特別委員会委員長から審査結果の報告を求めます。

**○16番（寺田 進君）** ただいま上程されました令和6年余市町議会第3回定例会において令和5年度余市町水道事業会計決算特別委員会設置付託に関わる認定第1号 令和5年度余市町水道事業会計決算認定について、その審査の経過並びに結果につきましてご報告申し上げます。

本特別委員会は、令和6年9月12日開催の本会議終了後、第1回目の委員会を開催し、正副委員長の選任が行われた結果、委員長に不肖私寺田が、副委員長に内海委員が選任されました。

実質審議につきましては、令和6年11月8日、1日間で審議を終えた次第であります。なお、委員の出席及び説明員の出席状況につきましては、お手元にご配付の委員会審査結果報告書に記載のとおりであります。また、審査の経過につきましては、議長並びに議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果についてご報告申し上げます。認定第1号 令和5年度余市町水道事業会計決算認定については、採決の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決しました。

以上、慎重審査をいただき結論を得ましたことをご報告申し上げ、審査結果の報告といたします。

**○議長（藤野博三君）** 委員長の報告が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

認定第1号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、認定第1号 令和5年度余市町水道事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

---

○議長(藤野博三君) 次に、令和6年第5回臨時会において付託に関わる日程第4、認定第1号

令和5年度余市町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第5、認定第2号 令和5年度余市町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、認定第3号 令和5年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第4号 令和5年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第5号 令和5年度余市町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についての以上5件を一括議題といたします。

この際、令和5年度余市町各会計決算特別委員会委員長から審査結果の報告を求めます。

○11番(茅根英昭君) ただいま上程されました令和6年余市町議会第5回臨時会において令和5年度余市町各会計決算特別委員会設置付託に関わる認定5件について、その審査の経過並びに結果につきましてご報告申し上げます。

本特別委員会は、令和6年10月29日開催の本会議終了後、第1回目の委員会を開催し、正副委員

長の選任が行われた結果、委員長に不肖私茅根が、副委員長に川内谷委員が選任されました。なお、委員会の開催日、委員の出席及び説明員の出席状況につきましては、お手元にご配付の委員会審査結果報告書に記載のとおりであります。また、審査の経過につきましては、議長並びに議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する特別委員会でもありますので、省略させていただきます。

審査の結果についてご報告申し上げます。まず、認定第1号 令和5年度余市町一般会計歳入歳出決算認定については、採決の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号 令和5年度余市町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、採決の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第3号 令和5年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、採決の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第4号 令和5年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、採決の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第5号 令和5年度余市町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定については、採決の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決しました。

以上、慎重審査をいただき結論を得ましたことをご報告申し上げます、審査結果の報告といたします。

○議長(藤野博三君) 委員長の報告が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

認定第1号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、認定第1号 令和5年度余市町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより認定第2号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、認定第2号 令和5年度余市町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより認定第3号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、認定第3号 令和5年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより認定第4号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、認定第4号 令和5年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより認定第5号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、認定第5号 令和5年度余市町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

---

○議長(藤野博三君) 日程第9、議案第1号 令和6年度余市町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(齊藤啓輔君) ただいま上程されました

議案第1号 令和6年度余市町一般会計補正予算(第7号)について、その概要をご説明申し上げます。

今回ご提案いたします補正予算につきましては、人事異動等による人件費の整理と利用件数の増加に伴う障害福祉サービス費等給付費の増額、地域づくり総合交付金の補助採択に伴う余市町農業協同組合が実施する果樹加工施設整備事業の追加、ニッカウキスキー余市蒸溜所保存活用事業補助金の増額補正計上を行ったものでございます。

次に、ただいま申し上げました以外の各款における主な補正内容について歳出からご説明申し上げます。総務費におきましては、寄附に伴う積立金とふるさと納税取扱業務委託料等関係経費の補正計上を行ったものであります。

民生費におきましては、保育所等プライバシー保護設備導入事業に関わる備品購入費及び補助金、利用児童数の増加に伴う教育・保育給付費負担金、国の制度改正に伴う児童手当の補正計上を行ったものであります。

衛生費におきましては、対象児童数の増加に伴う子育て応援助成金、出産・子育て応援寄附金の増額、北後志における救急医療体制維持のための余市協会病院に対する補助金の補正計上を行ったものでございます。

農林水産業費におきましては、交付対象者の追加に伴う農業次世代人材投資資金交付金の補正計上を行ったものであります。

商工費におきましては、余市町中小企業振興条例に基づく中小企業振興事業補助金の補正計上を行ったものであります。

土木費におきましては、申請件数の増加に伴う住宅取得等支援補助金の補正計上を行ったものであります。

消費費におきましては、防火衣更新に伴う北後志消防組合負担金の補正計上を行ったものであります。

公債費におきましては、利率見直し及び借入条件の確定に伴う長期債償還元金の増額と長期債償還利子の減額補正計上を行ったものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。歳入につきましては、国庫支出金等の特定財源に求めるとともに、必要となる一般財源につきましては繰越金、諸収入に求め、歳出との均衡を図ったものであります。

この結果、今回の補正予算額7億2,190万4,000円を既定予算に追加した予算総額は119億7,623万4,000円と相なった次第であります。

以上、ご提案いたしました補正予算(第7号)についてその概要をご説明いたしましたが、詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○財政課長(高田幸樹君) 議案第1号 令和6年度余市町一般会計補正予算(第7号)。

令和6年度余市町の一般会計の補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億2,190万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億7,623万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月10日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。5ページをお開き願います。下段でございます。初めに、各款、各目に計上の2節給料から4節共済費までにつきましては、職員の人事異動等に伴います経費の増減について整理したものでございます。つきましては、職員の人件費の整理ということで説明は省略させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

3、歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額117万円、2節給料から4節共済費につきましては、人件費の整理でございます。

次のページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額9,263万9,000円の減、1節報酬86万1,000円につきましては、会計年度任用職員報酬の補正計上でございます。2節給料から4節共済費につきましては、人件費の整理でございます。

4目財産管理費、補正額1億8,629万7,000円、24節積立金1億8,629万7,000円につきましては、寄附による社会福祉施設等建設基金積立金1万3,000円、余市町ふるさと応援寄附金基金積立金1億8,627万4,000円、図書整備基金積立金1万円の補正計上でございます。

5目企画費、補正額3億6,466万円につきましては、ふるさと納税に係る事業経費として11節役務費448万円、12節委託料3億2,725万円、13節使用料及び賃借料3,193万円のほか、地域おこし協力隊に係る経費として18節負担金補助及び交付金100万円の補正計上でございます。

2款総務費、2項徴税费、1目税務総務費、補正額1,204万円、2節給料から4節共済費につきましては、人件費の整理でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額790万円、2節給料から4節共済費につきましては、人件費の整理でございます。

6目心身障害者対策費、補正額9,998万円、19節扶助費9,998万円につきましては、利用件数の増に伴います障害福祉サービス費等給付費の補正計上でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、補正額2,954万5,000円、内訳といたしまして18節負担金補助及び交付金1,165万6,000円につきましては、国の基準額変更に伴います一時預かり事業補助金256万7,000円、保育施設におけるプライバシー保護設備導入支援補助金15万円のほか、利用

児童数の増に伴います教育・保育給付費負担金893万9,000円の補正計上でございます。19節扶助費1,550万円につきましては、国の制度改正に伴います児童手当の補正計上でございます。22節償還金利子及び割引料238万9,000円につきましては、過年度児童手当国庫負担金返還金163万円のほか、過年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金75万9,000円の補正計上でございます。

3目町立保育所費、補正額21万2,000円、17節備品購入費21万2,000円につきましては、プライバシー保護設備導入に係る補正計上でございます。

4目沢町児童館費、補正額10万6,000円、17節備品購入費10万6,000円につきましては、プライバシー保護設備導入に係る補正計上でございます。

6目放課後児童対策事業費、補正額115万2,000円、1節報酬115万2,000円につきましては、会計年度任用職員報酬の補正計上でございます。

7目子ども子育て支援事業費、補正額10万3,000円、17節備品購入費10万3,000円につきましては、プライバシー保護設備導入に係る補正計上でございます。

次のページをお開き願います。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額2,908万7,000円、2節給料から4節共済費につきましては、人件費の整理でございます。18節負担金補助及び交付金1,875万9,000円につきましては、余市協会病院救急医療体制維持補助金の補正計上でございます。

2目母子保健費、補正額114万2,000円、内訳といたしまして18節負担金補助及び交付金110万円につきましては、対象児童数の増に伴う子育て応援助成金90万円と出産・子育て応援給付金20万円の補正計上でございます。22節償還金利子及び割引料4万2,000円につきましては、過年度出産・子育て応援交付金国庫補助金返還金4万2,000円の補正計上でございます。

6目保健師設置費、補正額323万円、2節給料か



ら4節共済費につきましては、人件費の整理でございます。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、補正額468万2,000円、2節給料から4節共済費につきましては、人件費の整理でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、補正額4万3,000円、9節交際費4万3,000円につきましては、会長交際費の補正計上でございます。

2目農業総務費、補正額1,561万円、2節給料から4節共済費につきましては、人件費の整理でございます。

3目農業振興費、補正額1,861万6,000円、内訳といたしまして7節報償費48万円につきましては、受入れ件数の増に伴います新規就農者受入農家報償金の補正計上でございます。18節負担金補助及び交付金1,813万6,000円につきましては、農業次世代人材投資資金交付金111万1,000円のほか、果樹加工施設整備事業補助金1,700万円と畑地化促進事業補助金2万5,000円の補正計上でございます。

6目農業土地基盤整備費、補正額39万2,000円、18節負担金補助及び交付金39万2,000円につきましては、制度拡充に伴う余市川土地改良区水利施設管理強化事業補助金の補正計上でございます。

6款農林水産業費、3項水産業費、1目水産業総務費、補正額631万円、2節給料から4節共済費につきましては、人件費の整理でございます。

次のページをお開き願います。7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、補正額274万1,000円、2節給料から4節共済費につきましては、人件費の整理でございます。

2目商工振興費、補正額629万4,000円、18節負担金補助及び交付金629万4,000円につきましては、余市町中小企業振興事業補助金の補正計上でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、2目冬期除

雪対策費、補正額416万6,000円につきましては、1節報酬181万6,000円と3節職員手当のうち時間外勤務手当197万円につきましては、除排雪業務に係る人件費の補正計上のほか、3節職員手当のうち住居手当28万円と児童手当10万円につきましては、人件費の整理でございます。

8款土木費、6項住宅費、2目住宅支援費、補正額195万6,000円、18節負担金補助及び交付金195万6,000円につきましては、申請件数の増に伴います住宅取得等支援補助金の補正計上でございます。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、補正額1,831万8,000円、18節負担金補助及び交付金1,831万8,000円につきましては、北後志消防組合負担金の補正計上でございます。

10款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額38万9,000円、1節報酬38万9,000円につきましては、会計年度任用職員報酬の補正計上でございます。

2目中央公民館総務費、補正額10万2,000円、10節需用費10万2,000円につきましては、中央公民館における光熱水費の補正計上でございます。

4目図書館費、補正額20万円、10節需用費20万円につきましては、図書館における光熱水費の補正計上でございます。

7目文化財総務費、補正額736万4,000円、18節負担金補助及び交付金736万4,000円につきましては、ニッカウキスキー余市蒸溜所保存活用事業補助金の補正計上でございます。

11款公債費、1項公債費、1目元金、補正額15万7,000円、22節償還金利子及び割引料15万7,000円につきましては、利率見直し方式により借り入れた長期債のうち本年度利率見直し分に係る償還元金及び令和5年度借入れ分の長期債のうち元金据置きなしとして借入れした分に係る償還元金の補正計上でございます。

2目利子、補正額942万1,000円の減、22節償還

金利子及び割引料942万1,000円の減につきましては、1目元金と同様、利率見直し方式により借入れした長期債のうち本年度利率見直し分に係る償還利子のほか、令和5年度借入れの長期債に係る償還利子の確定によります減額補正でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。3ページをお開き願います。中段でございます。2、歳入、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額7,587万8,000円、内訳といたしまして2節児童福祉費国庫負担金410万2,000円につきましては、歳出における教育・保育給付費負担金の増加に伴う国庫負担金の補正計上でございます。3節児童手当国庫負担金、補正額2,178万6,000円につきましては、国の制度改正に伴います国庫負担金の補正計上でございます。4節身体障害者福祉施設費国庫負担金4,999万円につきましては、歳出における障害福祉サービス費等給付費の増加に伴う国庫負担金の補正計上でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額154万円、2節児童福祉費国庫補助金154万円につきましては、歳出における一時預かり事業及び放課後児童対策事業の増加のほか、保育所等プライバシー保護設備導入に伴う国庫補助金の補正計上でございます。

3目衛生費国庫補助金、補正額13万3,000円、1節保健衛生費国庫補助金13万3,000円につきましては、歳出における出産・子育て応援交付金の増加に伴う国庫補助金の補正計上でございます。

次のページをお開き願います。16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、補正額2,461万9,000円、内訳といたしまして2節児童福祉費道負担金276万7,000円につきましては、国庫負担金同様、歳出における教育・保育給付費負担金の増加に伴う道負担金の補正計上でございます。4節児童手当道負担金314万3,000円の減につ

きましては、国の制度改正に伴います道負担金の減額補正でございます。5節身体障害者福祉施設費道負担金2,499万5,000円につきましては、国庫負担金同様、歳出における障害福祉サービス等給付費の増加に伴う道負担金の補正計上でございます。

16款道支出金、2項道補助金、1目総務費道補助金、補正額2,560万円、1節総務費道補助金2,560万円につきましては、歳出における果樹加工施設整備事業とニッカウキスキー余市蒸溜所保存活用事業に伴う地域づくり総合交付金の補正計上でございます。

2目民生費道補助金、補正額124万円、2節児童福祉費道補助金124万円につきましては、歳出における一時預かり事業及び放課後児童対策事業の増加に伴う道補助金の補正計上でございます。

3目衛生費道補助金、補正額3万3,000円、1節保健衛生費道補助金3万3,000円につきましては、国庫補助金同様、歳出における出産・子育て応援交付金の増加に伴う道補助金の補正計上でございます。

4目農林水産業費道補助金、補正額152万8,000円、1節農業費道補助金152万8,000円につきましては、農業次世代人材投資事業補助金111万1,000円、水利施設管理強化事業補助金39万2,000円のほか、畑地化促進事業補助金2万5,000円の補正計上でございます。

18款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、補正額1億8,627万4,000円、1節総務費寄附金1億8,627万4,000円につきましては、1万8,924件の余市町ふるさと応援寄附金1億8,627万4,000円の補正計上でございます。

3目民生費寄附金、補正額1万3,000円、1節民生費寄附金1万3,000円につきましては、社会福祉寄附金といたしまして余市菊花同好会様からの1万2,316円の補正計上でございます。

4目教育費寄附金、補正額1万円、1節教育費

寄附金1万円につきましては、図書館図書購入寄附金といたしまして村岡千恵子様からの1万円の補正計上でございます。いずれもご寄附をいただいた方のご意向に沿った予算措置をさせていただいたものでございます。

19款繰入金、3項余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、1目余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、補正額3億6,699万6,000円、1節余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金3億6,699万6,000円につきましては、歳出におけるふるさと納税に係る事業経費、子育て応援助成金、新規就農者受入農家報償金のほか、住宅取得等支援補助金の増額に伴う繰入金の補正計上でございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1,710万2,000円、1節繰越金1,710万2,000円につきましては、必要となる一般財源の補正計上でございます。

21款諸収入、5項雑入、1目雑入、補正額2,093万8,000円、1節雑入2,093万8,000円につきましては、北後志消防組合還付金の補正計上でございます。

以上、議案第1号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○2番（尾森加奈恵君） 2点ほど質問させていただきたいのですが、まずは6ページ、2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、12節委託料、ふるさと納税取扱業務委託料3億2,725万円の補正の理由をもっと詳しくお聞きしたいのと、あとは委託先の件数などの詳細をお伺いします。

そして、2点目ですが、9ページの6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金、果樹加工施設整備事業補助金1,700万円は余市町の農業協同組合が実施する果

樹加工施設整備事業に使われるということなのですけれども、どのような施設なのかなど詳細をお伺いします。

○政策推進課長（橋端良平君） 2番、尾森議員のご質問にご答弁申し上げたいと存じます。

こちら委託料でございますけれども、ふるさと納税の受入額の増加に伴いまして、ふるさと納税の一括在庫業務というものを委託している事業者があるのですけれども、そちらに支出する委託料でございます。内訳といたしますか、基本的には寄附金の受入額の2分の1以内に返礼品、そして事務経費も含めて2分の1以内に収めなさいというような国のルールがございまして、今回の補正した内容につきましては12節だけではなくて11節、13節もそうなのですけれども、年度末までに最大で約14億程度のふるさと納税の受入を目標として今鋭意努力しております、それに対する委託料でございます。

以上でございます。

○農林水産課長（北島貴光君） 2番、尾森議員の果樹加工施設整備事業の詳細の質問についてご答弁申し上げます。

農協のリンゴ処理加工場がございまして、そちらのほうのリンゴの搾汁機械のミクログレーダーといいますリンゴを破碎する機械、その老朽化による更新と、あともう一つ、S O型半自動型PPシーマといたしまして、蓋をスクリュウキャップにする機械、それを導入している事業でございます。

○2番（尾森加奈恵君） ただいま答弁をいただきました。

農林水産業費の補助金については承知しました。

総務費の企画費、ふるさと納税取扱業務委託料についても、こちらは受入額が増加したことで増加しましたよということで承知しましたし、今年は14億円の寄附額を目標として取り組んでいると

ということなのですが、当初予算はこのふるさと納税取扱業務委託料は3億2,400万5,000円でしたが、今回の補正と合わせて全部で委託料は6億5,125万5,000円となったという認識でよいのか、再度お伺いします。

**○政策推進課長（橋端良平君）** 2番、尾森議員の再度のご質問でございます。

お見込みのとおりでございます、当初予算にこのたびの補正予算を加えた金額が予算の総額でございます。

**○14番（大物 翔君）** 恐らく言葉のあやだろうと思ってあえて伺うのですけれども、うちの町はいつから人からいただける寄附に目標を定めるようになったのでしょうか。初めて聞きました。

これまでの説明だと、この手数料、委託料の関係ですと、このぐらいまでの寄附をいただくことになったとしても対応できるという捉えだったかと思うのです。幾ら入ってくるかなんて分かりません。いつから余市町は、ふるさと納税に頼り切らなければやっていけない町になったのでしょうか。

**○政策推進課長（橋端良平君）** 14番、大物議員のご質問に答弁申し上げたいと存じますけれども、目標という言葉が私どう受け止めていいのかわかりませんが、当然我々は努力する中で目標というのは設定してやるわけでございまして、それについて何か問題があるというふうには私は考えてございませんし、決してふるさと納税に頼らなければならないということではありませんが、貴重な財源でございますので、この獲得に向けてはこれからも堂々と目標を設定するかどうかは別といたしまして、我々はきちんとその目標というものを定めて取り組んでまいりたいと考えてございます。

**○14番（大物 翔君）** 頼り切るつもりはないけれども、貴重な財源だという考え方でいったら当然目標をと、理屈とすればそうなのかもしれ

ませんけれども、今日でしたっけ。昨日でしたっけ。道内のまちでは、去年に比べて受入額が半分程度になってしまいましたという自治体の方が記者会見をやるような事態にもなっていると思うのです。全くやるなどは私は言っていないのです。ただ、あまりやり過ぎるなよといつも言っているわけですし、努力することを否定しているのではないのです。ただ、果たしてこれというのは目標を……何というのでしょうか。表に言ってやるようなものではないと思うのです。結局それは、特定財源でも何でもないので、厳密に言えば、どこかのまちに入るはずだった住民税になるはずだったお金でもあるわけですから、そこは私と皆さんとの認識がちよっと違うのかもしれないけれども、いかがなものかなと思うので、あえて申し上げました。

**○政策推進課長（橋端良平君）** 14番、大物議員の再度のご質問にご答弁申し上げたいと思っておりますけれども、言わんとしていることは何となくは理解する部分でございます。様々な課題、問題点も指摘されている制度でございますけれども、貴重な財源であるということは変わりはありませんし、様々な指摘はありますけれども、あくまでもルールにのっとってやっているものでございまして、我々ふるさと納税というリングを与えられたわけですから、リングサイドでわあわあ言うわけではなくて、そのリングに上ってルールに基づいて堂々と闘っていくと、そういう考えでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

**○13番（ジャストミートあたる君）** 6ページの2款5目企画費、ふるさと納税、12節と13節のふるさと納税なのですが、これ今一括で委託しているという話だったのですけれども、何社がその下にぶら下がって委託先があるのかというのは分からないのでしょうか。

ポータルサイト使用料もそうなのですけれども、ポータルサイトは何か所を認識しているのか

というのを伺いたいです。件数です。

次、11ページの10款7目文化財総務費のニッカウキスキー余市蒸溜所保存活用事業補助金というのに700万ほどと。これは、内容はこういったものなのか、ちょっと詳しくお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

**○政策推進課長（橋端良平君）** 13番、ジャストミートあたる議員のご質問にご答弁申し上げたいと存じます。

まず、委託料のご質問でございましたけれども、先ほど一括代行業務委託料ということで申しあげましたのは本体の委託料でございまして、そのほかにご指摘のありましたポータルサイトの使用料ですとか決済手数料などが発生するものでございますけれども、その事業者によりましては決済手数料ですとかポータルサイトの使用料を委託料として請求してくる場合も、社内規程等々もございまして、そういう場合もございまして、委託料として我々が今支出している事業者数としては4事業所でございます。あと、ポータルサイトにつきましては出入りもあるものですから、現在約15ポータルサイトを活用している状況でございます。

**○社会教育課長（中島 豊君）** 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁申し上げます。

ニッカウキスキー余市蒸溜所保存活用事業補助金につきましては、ニッカウキスキーリキュール工場建物が10棟ほどあります。それを年次ごとに、今現在6年度におきましては耐震改修事業の設計業務をニッカウキスキーが事業主体となりまして行っている事業に対して町から補助金を支援分として支出する予算の概要となっております。

**○13番（ジャストミートあたる君）** まず、ふるさと納税委託料なのですが、委託料先は4件、ポータルサイト使用先が15件、ちょっとここ聞こえづらかったのですが、15件でよろしいのですかね。これが15件と。ポータルサイトは多いので、ちょっ

と今挙げられてもあれなので、上の委託している4件というのは認識されているのでしょうか。

それに対するこちら側、町側からのこうしたほうがいいのか、改善とかというのは受け入れてもらえるものなのでしょうか。この4件の委託先、名称が把握できているならちょっと知りたいです。

**○政策推進課長（橋端良平君）** 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問にご答弁申し上げたいと存じますけれども、まずふるさと納税のふるさと応援寄附金、一括代行業務と申しますのが一番大きな契約でございまして、そちらにつきましては例えば先ほど15と申しあげたけれども、各ポータルサイトの管理も含めた運用ですとか、あと返礼品を発注する、発送する、その代金を事業者を支払う。そして、我々から受け取るですとか、そういった大きな一括業務がまず1つございまして、そのほかに先ほど申しあげた決済手数料ですとかポータルサイトの使用に関する部分につきまして委託料として支払っている部分があって、楽天、さとふる、ふるさと納税百選、この3つでございます。都合4事業所、以上でございます。

一括の事業者、代行業務の事業者につきましてはシフトプラス株式会社でございます。

（何事か声あり）

**○議長（藤野博三君）** 答弁漏れがあるようですので、答弁お願いいたします。

**○政策推進課長（橋端良平君）** 13番、ジャストミートあたる議員の質問に対して答弁漏れがございまして大変失礼いたしました。

改善といえますか、どうしても先ほど申しあげたように返礼品、そして事務手数料を含めて5割以内に収めなさいというような決まりがあるものですから、当然その経費が安くなることはありますけれども、安くなることによって、そのルールによって競争力も高まりますので、事務経費を抑

えてくださいという交渉は都度都度しております、これは年1度の契約行為でございますので、その都度我々のほうから働きかけて、何とか我々に有利な条件で契約していけるような形での交渉はしてございます。

○13番（ジャストミートあたる君） 分かりました。ありがとうございます。

続いて、文化財のほうなのですけれども、ニッカウキスキー、今リキュール工場の耐震というふうに聞いたのですが、その耐震に対する補助のみでしょうか。それ以外というのはされているのでしょうか。耐震のみかどうかということをお聞きします。

○社会教育課長（中島 豊君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁いたします。

ニッカウキスキー余市蒸溜所におきまして、リキュール工場は何棟か建物がございまして、1棟ごとにまず耐震化の事業設計を行いまして、その設計を行った後に改修工事という運びになっておりまして、それを建物ごとに年次的に事業展開していくという運びになっておりますので、ご理解願います。

○15番（白川栄美子君） ちょっと2点ほど。

6ページの企画費の中で地域おこし協力隊、これ100万円補正になっておりますけれども、この理由と、それから8ページの6目保健師設置費、これは保健師さんが1人増えたと考えていいのか。ここの説明をよろしく願います。

○政策推進課長（橋端良平君） 15番、白川議員からの地域おこし協力隊起業等支援補助金に関するご質問にご答弁申し上げたいと存じますが、こちらにつきましては地域おこし協力隊員の定住促進を図るために起業ですとか、また事業承継などに要する経費を予算の範囲内で補助するものでございまして、このたび隊員1名の方が本年度で卒業予定なのですけれども、農地を取得する予定ということでございまして上限の100万円、1

名分をこのたび計上させていただいたものでございます。

○総務課長（越智英章君） 15番、白川議員のご質問にご答弁いたします。

保健師設置費の職員費の増額でございますけれども、すみません。増えたかどうかで今ちょっと記憶にないのですけれども、現状の職員数において不足する額ということで補正計上させていただいております。ご理解を願います。

○15番（白川栄美子君） 現状の職員数の不足と考えるのか。

○総務課長（越智英章君） 15番、白川議員のご質問に答弁をいたします。

保健師でございますけれども、育児休業をしていた職員が明けて出てきたことによる増額でございます。ご理解を願います。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

異議がありますので、これより起立により採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員

の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第1号 令和6年度余市町一般会計補正予算(第7号)は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

---

再開 午前11時10分

○議長(藤野博三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長(藤野博三君) 日程第10、議案第2号 令和6年度余市町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長(小黑雅文君) ただいま上程されました議案第2号 令和6年度余市町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げました補正予算は、保険給付費等交付金の精算による返還金の補正計上を行ったものであります。

また、歳入におきましては、必要となる一般財源を繰越金に求め、収支の調整を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号 令和6年度余市町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

令和6年度余市町の国民健康保険特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ355万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億8,855万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該

区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月10日提出、余市町長、齊藤啓輔。

初めに、歳出からご説明申し上げます。2ページをご覧ください。中段でございます。3、歳出、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、補正額355万6,000円、22節償還金利子及び割引料355万6,000円につきましては、保険給付費等交付金過年度返還金の補正計上でございます。

次に、歳入のご説明を申し上げますので、上段をご覧ください。2、歳入、6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額355万6,000円、1節繰越金355万6,000円につきましては、必要となる一般財源の補正計上でございます。

以上、議案第2号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(藤野博三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 令和6年度余市町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

---

○議長(藤野博三君) 日程第11、議案第3号 令和6年度余市町水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長(紺谷友之君) ただいま上程されました議案第3号 令和6年度余市町水道事業会計補正予算(第3号)につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたび補正いたします内容につきましては、収益的支出、水道事業費用、営業費用並びに資本的支出、建設改良費の各目人件費につきまして人事異動等に伴う増減を整理し、本年度の執行状況等を踏まえ、必要額を補正いたすものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 令和6年度余市町水道事業会計補正予算(第3号)。

第1条 令和6年度余市町水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、科目、第1款水道事業費用、既決予定額7億3,151万6,000円、補正予定額417万8,000円の減、計7億2,733万8,000円。

第1項営業費用、既決予定額6億4,710万円、補正予定額417万8,000円の減、計6億4,292万2,000円。

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「3億3,847万5,000円」を「3億3,853万5,000円」に、当年度分損益勘定留保資金「1億2,190万4,000円」を「1億2,196万4,000円」に改め、資本的支出の予定額

を次のとおり補正する。

支出、科目、第1款資本的支出、既決予定額6億6,466万9,000円、補正予定額6万円、計6億6,472万9,000円。

第1項建設改良費、既決予定額3億7,896万円、補正予定額6万円、計3億7,902万円。

第4条 予算第7条に定めた経費の金額のうち、(1)職員給与費「1億1,447万5,000円」を「1億1,035万7,000円」に改める。

令和6年12月10日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次に、令和6年度余市町水道事業会計予算実施計画についてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。令和6年度余市町水道事業会計予算実施計画、収益的収入及び支出、支出、補正額のみ申し上げます。1款水道事業費用、補正額417万8,000円の減、1項営業費用、補正額417万8,000円の減、1目原水及び浄水費、補正額312万3,000円及び2目配水及び給水費、補正額2万1,000円につきましては、人件費の整理による増額補正でございます。

3目総係費、補正額732万2,000円の減につきましては、人件費の整理による減額補正でございます。

資本的収入及び支出、支出、補正額のみ申し上げます。1款資本的支出、補正額6万円、1項建設改良費、補正額6万円、2目配水設備改良費、補正額6万円につきましては、人件費の整理による増額補正でございます。

以上、議案第3号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(藤野博三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議



規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 令和6年度余市町水道事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

---

○議長(藤野博三君) 日程第12、議案第4号 令和6年度余市町下水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○下水道課長(紺谷友之君) ただいま上程されました議案第4号 令和6年度余市町下水道事業会計補正予算(第2号)につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたび補正いたします内容につきましては、収益的支出、下水道事業費用、営業費用につきまして人事異動に伴う各目人件費を整理し、本年度の執行状況等を踏まえ、必要額を補正するとともに、併せまして令和5年度決算の確定に伴い、公営企業会計移行に伴う特例的収入及び特例的支出の金額が確定しましたことから、所要の補正を行うものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第4号 令和6年度余市町下水道事業会計

補正予算(第2号)。

第1条 令和6年度余市町下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出、科目、第1款下水道事業費用、既決予定額8億2,185万7,000円、補正予定額1,110万4,000円の減、計8億1,075万3,000円。

1項営業費用、既決予定額7億4,262万5,000円、補正予定額1,110万4,000円の減、計7億3,152万1,000円。

第3条 予算第4条の2に定めた未収金の金額「3,612万6,000円」を「3,655万9,000円」に、未払金の金額「5億8,391万3,000円」を「5億6,930万3,000円」にそれぞれ改める。

第4条 予算第8条に定めた経費の金額のうち、(1)職員給与費「5,551万5,000円」を「4,441万1,000円」に改める。

令和6年12月10日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次に、令和6年度余市町下水道事業会計予算実施計画についてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。令和6年度余市町下水道事業会計予算実施計画、収益的収入及び支出、支出、補正額のみ申し上げます。1款下水道事業費用、補正額1,110万4,000円の減、1項営業費用、補正額1,110万4,000円の減、1目管渠費、補正額116万8,000円の減、2目ポンプ場費、補正額482万6,000円の減、3目処理場費、補正額27万4,000円の減、4目総係費、補正額483万6,000円の減につきましては、いずれも人件費の整理による減額補正でございます。

以上、議案第4号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(藤野博三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号 令和6年度余市町下水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

---

○議長(藤野博三君) 日程第13、一般質問を行います。

なお、発言時間は、質問、答弁を含め45分以内の時間制限となっており、持ち時間5分前にベルを鳴らします。

それでは、順次発言を許します。

発言順位1番、議席番号2番、尾森議員の発言を許します。

○2番(尾森加奈恵君) 令和6年余市町議会第4回定例会におきまして、さきに通告いたしました一般質問2件について質問いたします。答弁のほどよろしくお願いいたします。

件名1、防災への取組について。本町の高齢化率は年々増加しており、避難行動要支援者の避難支援体制の構築や避難所のバリアフリー化、住民

が協力して助け合う区会等のコミュニティ強化の重要性が高まっています。以下、お伺いします。

1、防災ガイドマップには、災害情報を入手する手段が記載されていますが、スマートフォンを持たない人や聴覚障害などを持つ人への情報伝達はどのようにされるのかお伺いします。

2、避難行動要支援者の人数と作成されている個別計画の件数をお伺いします。

3、1名の民生委員に共有されている避難行動要支援者情報の件数と名簿の活用方法の指示についてお伺いします。

4、避難所のバリアフリー化についてお伺いします。

5、地域の防災力強化に欠かせない区会等に対する支援についてお伺いします。

件名2、産後ケア事業について。令和3年度から市区町村の努力義務となった産後ケア事業ですが、市区町村により事業内容が異なり、課題も多いようです。以下、お伺いします。

1、令和6年度の産後ケア対象者の人数と産後ケア利用者数をお伺いします。

2、厚生労働省の産後ケア事業実施状況資料によると、43.6%の市町村が精神疾患のある場合の対応を課題として挙げていますが、本町ではどのように対応されているのかお伺いします。

3、仁木町や小樽市では、妊娠から出産、育児をサポートする子育て支援アプリを導入しています。産後ケアのオンライン予約やオンライン相談を可能にすることで、より充実した支援が可能になると考えますが、見解をお伺いします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○町長(齊藤啓輔君) 2番、尾森議員の防災への取組に関する質問に答弁します。

1点目のスマートフォン未保有者や聴覚障害者に対する情報伝達手段については、広報車の巡回やテレビ、ラジオなどを通じた情報伝達を考えています。

2点目の避難行動要支援者の人数と作成済みの個別計画数については、令和6年1月1日現在で避難行動要支援者名簿に登載された避難行動要支援者の方は2,919人です。その中で名簿記載情報の提供及び個別避難計画の作成に同意し、かつ個別計画の作成に必要な情報の記載のある方は1,860人です。今後は、それぞれの避難行動要支援者の現状を確認し、避難支援の必要性、優先度を判断し、避難支援等関係機関と連携を密として実効性ある個別避難計画の作成に取り組んでいきます。

3点目の1名の民生委員に共有されている人数につきましては、地域により避難行動要支援者の人数が異なりますので、最少で7名、最大で94名、平均で33名となっています。名簿の活用については、民生委員が担当する地区における避難支援等関係者として当該地区内の避難行動要支援者の現状を把握していただき、ふだんから見守りや声かけなどを行っていただくことによって個別避難計画作成に向けた地域連携の強化を図ることが目的です。

4点目の避難所のバリアフリー化については、各施設の維持管理として行うものであり、防災という観点では避難行動要支援者が避難するための町内の社会福祉施設と協定を提携し、福祉避難所として6施設を指定しています。また、避難所のトイレについて、車椅子でも使用できる災害用マルチ対応型のトイレの配備を進めています。現在22セットございます。

5点目の区会等に関する支援については、区会防災活動助成金事業を継続し、区会の防災訓練や区会の防災活動に資する資材の整備に係る経費を助成しています。それとは別に区会に対し、防災ガイドマップの説明会や防災学習会などを積極的に支援し、区会の防災意識への醸成に取り組んでいます。

次に、産後ケア事業に関する質問に答弁します。

1点目の令和6年度の産後ケア対象者の人数と利用者数についてですが、令和6年12月1日現在で対象者はデイケア型の産後4か月未満の乳児がいる産婦が26人、アウトリーチ型の産後1歳未満の乳児がいる産婦が70人となっています。利用者数は、デイケア型が延べ2人、アウトリーチ型が延べ3人となっています。

2点目の精神疾患がある場合の対応についてですが、本町では精神疾患の有無にかかわらず、保健師、助産師が全妊産婦に面談や訪問を行い、個々に合った相談や支援を行っています。精神疾患により特別な対応が必要な場合は、関係機関と連携の上、支援を行っています。

3点目の産後ケアのオンライン予約と件数についてですが、オンライン予約は行っていませんが、適切な産後ケアが受けられるよう、新生児訪問時に申込みを受け、事前情報を聞き取りの上、委託先である小樽協会病院と日程調整を行っており、利便性の向上を図っています。

なお、オンライン相談につきましては、出産、子育ての相談が町の公式ラインのメニューから可能となっています。

○2番（尾森加奈恵君） ただいま答弁をいただきました。

まず、防災への取組について再質問をさせていただきます。1点目の情報伝達の件に関して、広報車ですとかテレビ、ラジオを使用されるということなのですが、全町民に対して確実に情報伝達ができるのかを確認ですとか検証するための実証実験などはされているのかお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

全町民に情報が伝わるかについてなのですが、実証実験等は今のところ行っていません。

○2番（尾森加奈恵君） 実証実験などは行ってないということなのですが、災害時に町民が安全を確保できるように全町民に災害情報を

伝達できる体制の整備をお願いして、この質問は終わります。

次に、2点目の避難行動要支援者の人数と作成されている個別計画の件数について再質問させていただくのですが、現在2,919名いらっしゃる中で個別計画が作成されているのが1,860名ということで、今後も協力機関と連携して作成していくことなのですが、具体的には誰が作成するのか。どのように、例えばいつまでにどれくらいの件数を作成するですか、何か目標設定などされているのかお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

誰がつくるかに関しては、役場の担当と民生委員が協力しながら個別に徐々につくっていくということで、スケジュールに関しては計画、令和6年中に2区画やりまして、令和8年度中に全地区の作成を目指すというようなタイムスケジュールになっています。

○2番（尾森加奈恵君） 今後、役場の方と民生委員が協力して令和8年度には作成するという事で承知しました。

避難行動の要支援者が安全に避難できるように個別計画の作成を進めていただくことをお願いして、この質問は終わります。

次に、3点目の1名の民生委員に共有されている避難行動要支援者情報の件数と名簿の活用方法についての再質問なのですが、最少7名で、一番多い方は94名ということで驚いたのですが、平均33名の情報が共有されているということで、そしてふだんからの見守りですとか声がけを通して個別避難を作成していくというようなことなのですが、1名の民生委員に94名というのはとても人数が多いような気がしますし、民生委員の責任が非常に重いように感じるのですが、民生委員の責任の範囲についての見解をお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に

答弁させていただきたいと思います。

民生委員の責任の範囲ということなので、ちょっと質問の趣旨が明らかではないので、提起させていただきますと、民生委員に全責任を負わせているわけではなくて、もちろん役場の担当も見て民生委員と一緒に協力しながら行うのはさっき言ったとおりですし、避難支援の関係者がいろいろいますけれども、例えば消防関係だとか警察関係だとか、社会福祉協議会だとか区会ですとか民間ボランティアなど様々な関係者がおります。なので、こういう関係者と協力しながら要支援者の個別避難を行っているということですので、民生委員1人が全責任を負うというわけではありません。

○2番（尾森加奈恵君） 民生委員が全部の責任を負うわけではないということで、ただいま説明をいただきました。民生委員の方が責任を抱え込むことがないように、あと人数があまりにも多い民生委員に対しては、1人で94名の方の支援というのはなかなか難しいと思いますので、ちょっと負担を軽減するような方法を考えていただくですか、責任を抱え込むことがないように要支援者を支援する体制づくりを要望して、この質問は終わります。

次に、4点目の避難所のバリアフリー化についてなのですが、現在福祉避難所だけがバリアフリー化が進んでいて、もし身体の場合、障害のある方はこの福祉避難所を利用してくださいというようなことなのかなと私は今認識したのですが、今後バリアフリー化した避難所がないと避難できない人たちが出てくるのではと思うのですけれども、そしてバリアフリー化を進めていく上では当事者の意見を聞いて反映させていくことも大事だと思うのです。実際に避難する人たちが私はいくつか避難所ではないと、なかなか対応は難しいですとか、いろいろあると思うのですけれども、その当事者の意見などを聞いて反映させているの

か。この防災計画自体にも反映させているのかというのがありますし、そしてその避難所の確保ですとかバリアフリー化に当事者の意見を反映させているのか、酌み取っているのかお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

バリアフリー化に関しては、先ほども申し上げましたとおり各施設が通常の維持管理として古い施設、バリアフリーになっていないところがたくさんありますから、それを徐々にバリアフリー化していくということでありまして。そういう観点で、防災に特化したというわけではありませんが、日常の維持管理の中でやっていくと。

当事者の話を聞いているかに関しては、個別具体的にそういう会を持ってということはやってはいませんが、各種いろいろな機会があります。例えば身体障害者の連盟の方々との意見交換の場とかがあったりもしますし、そういう種々の機会を利用して何らかの意見があれば吸い上げるような体制は取っているということです。

○2番（尾森加奈恵君） 様々な機会で見聞は吸い上げているということで伺ったのですが、当事者に寄り添ったバリアフリー化を進めていただくことをお願いして、もしそのような何か災害などが起きたときに困らないように進めていただくように要望して、この質問は終わります。

次に、5点目の地域の防災力強化に欠かせない区会に対する支援についての再質問ですが、防災の訓練などに役立つような補助を出したり、説明会を開いたりということはされているということなのですが、区会自体が例えば集会場として使用していた公共施設を廃止されることで集会の場を失い、区会活動自体を存続していくのが難しいと感じている区会もあるようなのです。まず、その区会活動がしっかりできないと、区会は防災の活動もできないと思うのですが、このような区会をどのように支援されるのか、今後され

ていくのかお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

区会の今後についてということの再質問だと思いますが、通告外になるわけですが、防災と絡めた話で言いますと、もちろん区会、人口減少や高齢化によって区会の入会者がどんどん、どんどん減っていくというような現状がある中で、防災の観点から区会の活動をきちんと維持しなければいけないというのは、原則それは正しいことだと思います。一方で、先ほど申し上げましたとおり区会の活動が低調になっていると。全国的に起こっていることで、余市町も例外ではないと。その中で、もちろん区会と意見交換の機会は持っておりますし、どうやったら区会の活動が活発化するかというのは、区会のほうからどうしたらいいのかという相談も受けるわけで、なかなか難しい問題なので、一朝一夕に処方箋を出せるわけではないですし、解決策はないわけですが、そんな中できちんと町も区会と連携して一緒にどういう方策があるのか、今後も考えていくことが大事ではないのかと思っています。

○2番（尾森加奈恵君） なかなか難しい問題ではあると思うのですが、その区会自体の活動の存続、そして防災力強化には町民と町との日頃のコミュニケーションというのも大切だと思いますので、より一層力を入れて取り組んでいただきたいという要望を伝えて、この質問は終わります。

次に、産後ケア事業の質問に移らせていただきます。まず、1点目の産後ケア対象者数と利用者数なのですが、デイケア型が26人中2名利用されているという答弁をいただいたのですが、利用者数が少ないように感じますが、その理由について何か把握している理由があるのですとか、見解をお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

産後ケア事業の利用が低調であるということですが、理由については率直なところ、よく分からないというのがありますが、制度に問題があるのか、それとも個人が特にそういうのを使わなくてもいいというようなことなのか、このデータだけ見ますと判然としないというのが率直なところでもあります。

デイケア型に関しては、実施場所が小樽協会病院ですので、そこまで通うというのがもしかしたら大変なのかもしれないですし、アウトリーチ型に関しては助産師がもちろん訪問するわけなので、いや、別に、そんな家に来てもらわなくてもいいですというようなことなのか、よくは分からないというのが現状です。

○2番（尾森加奈恵君） 理由がまだ分からない部分もあるということなのですが、その産後ケア事業を利用しない理由というものを把握するようなアンケートですとか、何か聞き取り調査などはされているのかお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

現状どのような、何で産後ケアが低調なのか、聞き取りは今のところはしていないと思えます。

○2番（尾森加奈恵君） 聞き取りなどはしていないということでしたが、そして先ほど町長おっしゃっていたように制度自体が問題あるのか、そのほかの理由があるのか、まだその辺りも把握できていないということなのですが、産後ケアの内容というのが市区町村によって異なって、いろいろあるのですけれども、例えばほかの市区町村の内容を見てみるとヘルパーの訪問による調理、洗濯、掃除、買物支援などの家事全般のサポートですとか、生後6か月未満の赤ちゃんの一時預かり、配食サービスを行っている市町村もあります。本町の産後ケア事業もやはりそのように少しメニュー

を増やすですとか、利用者のニーズに合わせて充実させる必要があるのではとありますが、見解をお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

おっしゃっている意味が分かって、私が思い描いていた産後ケアと尾森議員が言っていた産後ケアがちょっとずれているということが分かりました。うちがやっている産後ケアは伴走型で、お母さんの体や心のケアをするというような相談型であって、尾森議員が言っていた例えばベビーシッターの派遣だとか、一時預かりだとか、家政婦とか、ヘルパー派遣だとかは、要は産後ケア事業ではない子育て支援のメニューになってくるので、ここで言うところの産後ケアとは別の論点になってくるのかと思えます。

おっしゃるとおり、いろいろな自治体、例えばお金がある東京都とかでしたら、手厚くベビーシッターの派遣にお金を出しますとか、やっているわけでございます。もちろん余市町としても子育てに力を入れているわけなので、そういう需要があれば全然やるのはやぶさかではないのですが、私どもで調査したところ、例えばベビーシッターが必要なのかという調査をしたら、なかなか地域特性があるのか分かりませんが、家にあまり来られるのが嫌だというようなこともあるので、そういう事業は今のところやっていないということでございます。

○2番（尾森加奈恵君） ただいま答弁いただいたのですが、余市町は相談型の産後ケアを今されているということですが、ほかの市区町村を見ても相談型プラスそのような様々な支援を行っているところもあるのです。相談型も基本としてまずあるものであって、プラスアルファのメニューで、そのメニューを無料で行っているところもあれば、有料で行っているところもあります。例えば配食サービスも10回まで利用可能で1回

500円ですとか、そのように有料にしているところもあるので、財源がないからできないですとか、そういうのはまた少しお話が変わってくるのかとも思いますので、ぜひ様々なメニューも今後検討していただけたらと思うのですが、見解をお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

産後ケアとは別の子育て支援の話ですけれども、私が先ほど説明したとおりです。もちろん必要な事業があれば、導入するように調査はしています。例えばベビーシッターだとか一時預かりに関しては、ファミリーサポート事業というのが社会福祉協議会のほうでやっている、やっぱりシステム、制度は整っているのですが、実際に利用されている例はなかなか少ないという。それももちろん地域特性、先ほど説明したとおり家に来られるのはちょっとというのが多いという地域特性なのかもしれませんし、いずれにせよ必要な子育て支援事業に関しては担当のほうでも情報を吸い上げていますし、今後も情報収集をしていくということでございます。

○2番（尾森加奈恵君） 今後も情報収集をして喜ばれる事業内容にさせていただくようにお願いして、この質問は終わります。

次に、2点目の精神疾患のある場合の対応について再質問させていただきますが、精神疾患の有無にかかわらず、面談ですとか訪問を通して支援されている。そして、何か特別な精神疾患があって難しい場合は関係機関と連携して対応されているということなのですから、心のケアということになると思うのですけれども、具体的に心のケアはどのように行っているのか。例えば通院を勧めているのか、その方のお家に訪問して何かカウンセリングなどをされているのか。何か具体的な内容についてお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に

答弁させていただきたいと思います。

具体的な内容は、もちろん個別、個々の人々によって変わってくるので、もちろん違うわけですが、もちろん訪問して面談してというような話もあるし、場合によってはちょっと訪問が嫌だったら来ていただくとか、専門家の見解によってどういう対応をするのかは異なってくるので、具体的には個別具体的な話なので、私からは答弁できないですが、概要は聞き取りをしながら決めていくということです。

○2番（尾森加奈恵君） 個別で変わってくるということで、聞き取りをしながら進めていかれるということなのですから、産後ケアの対象者の心のケア、その心のケアを受けやすい環境整備というものをお願いして、この質問は終わります。

次に、3点目の子育て支援アプリでのオンライン予約、オンライン相談について再質問させていただきます。現在、ライン公式のメニューからも相談が可能になっているということなのですから、その相談はどのくらいあるのかお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

オンラインというか、ラインでの相談件数に関しては70名のうち4名ということになっています。

○2番（尾森加奈恵君） 70名中4名から相談があったということなのですが、このラインが使える、ラインから相談ができるというのは本当にとってもいいことだと思うのです。

ただ、私が今伝えたい子育て支援アプリについてなのですが、ラインとどう違うのかですとか、ちょっと分かりにくいかと思いますので、少しお話しさせていただくと、私自身も子育てのサポートをしてくれるようなアプリというものを使っていたのです。妊娠中から子供が1歳頃になるまで使っていました。どう役立ったのかというと、初

めての妊娠、出産というのは本当に何も分からない状態なのです。そのアプリで情報を得ることで、自分の体調がどのように変化していくのか、あと子供の成長に合わせて必要な情報を得ることができたというのがとても助かったところなのですが、例えばベビーバスを卒業する時期には赤ちゃんを寝かせながら洗うことができるバスグッズの紹介ですとか、入浴の手順の情報が得られたり、ハイハイが始まる時期にはテーブル型のおむつからパンツ型のおむつに変えたほうがおむつ替えがしやすいですよ、そろそろパンツ型のおむつを購入したほうがいいですよというような情報が得られるのです。それがタイムリーに情報が分かるので、肉体的、精神的な負担の軽減につながると感じました。また、産後は赤ちゃん連れて買物に行くというのも大変なのですが、そのアプリ内で内祝の手配などもできましたので、大変便利だと考えました。

これ少し話変わってくるかもしれませんが、上手に活用することで本町の経済の活性化にもつながると思います。見解をお伺いします。

**○町長（齊藤啓輔君）** 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

子育てアプリというか、産後から使える、妊娠中、出産後使えるアプリ、様々なアプリがあるのは私も承知しています。例えばニナルとかいろいろあるかと思いますが、それは町が導入しなくても自分で携帯からダウンロードして、それぞれ情報が得られるので、それはもう各個別に使ってもらえばいいと思います。

余市町の妊娠、出産後のケアに関しては、担当のほうで割ときちんと非常に手厚くやっていて、常に定期的に直接面談とかをやっていることもあって、わざわざラインで相談しなくてもいいというような背景があるのかもしれない。先ほどの産後ケアに関しても常に定期的にうちの担当が手厚くやっているので、わざわざデイケアに行かな

くてもアウトリーチしなくてもいいというような背景があるのかもしれないです。アプリに関しては、もちろん町が推奨するまでもなくて、自分で入れられるわけなので、随分使っていただければいいと思います。

経済活性化との関係に関しては、そのアプリの中で手配、多分ECショッピングされたりすると思うのですが、それに関しては町と連携というのはよく分からないというか、どういう連携ができるのか分かりませんが、様々なメニューを今行政が推奨しなくてもあるので、うまく活用しながら健全に産後を送っていただけるような体制が構築できればいいと思っています。

**○2番（尾森加奈恵君）** 確かに子育てアプリは手段の一つなので、必ず町がやらなければ駄目ですとか、あったほうが良いというわけではなくて、アプリにこだわらず、現在の産後ケア事業をより使いやすく、町民に喜ばれる事業にすることが大切だと思うのです。

最後に、町長の見解を伺って終わりたいと思います。

**○町長（齊藤啓輔君）** 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

余市町の産後ケアに関して、先ほども申し上げたとおり直接定期的に面談を行って手厚くやっているということで、余市町は子育てをきちんと手厚くやっているというような担当の思いもありますし、今後もきちんと産後ケアを含めて子育てしやすい環境をつくるということに取り組んでいくということでございます。

**○2番（尾森加奈恵君）** 終わります。

**○議長（藤野博三君）** 尾森議員の発言が終わりました。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

---

再開 午後1時00分



○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を続行します。

順次発言を許します。

発言順位2番、議席番号9番、土屋議員の発言を許します。

○9番（土屋美奈子君） 令和6年余市町議会第4回定例会におきまして、さきに通告いたしました一般質問1件をいたします。答弁のほどよろしくおんいをいたします。

件名、自治体DXにおける生成AI活用の可能性について。要旨、自治体DXの推進に当たり、生成AI、ジェネレーティブAIの活用は業務効率化や住民サービス向上の可能性を切り開くものとして注目をされています。生成AIは、文書作成の自動化、データ分析の効率化、住民からの問合せ対応の迅速化など多岐にわたる行政業務で活用が期待される一方、現時点ではどの自治体においてもなかなか進んでいない状況です。本町においても導入実績はない状況ですが、本格的導入に向け、検討を進めるべきと考えますので、生成AIの活用に対する見解や職員のスキル向上に向けた今後の方針について、以下の点について質問をいたします。

1、生成AI活用の可能性に関する見解。生成AIは、自治体業務の効率化や住民サービス向上に大きな可能性を秘めていると考えられますが、本町としてその活用についてどのような見解をお持ちかおんいをいたします。

2、職員のスキルアップと意識改革の取組。生成AIの活用には、職員のデジタルリテラシーの向上が不可欠です。特に生成AIの利用スキルやAIが生成した情報の正確性や妥当性を判断する能力が求められますが、これらを習得するための研修や支援策についての見解をおんいいたします。

また、職員のスキル向上を通じてモチベーショ

ンを高めるための施策についてもお聞かせください。

以上、よろしくおんいをいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に答弁します。

1点目の生成AIの活用の可能性に関する見解についてですが、生成AIは自治体業務の効率化や住民サービスの向上において非常に有望なツールとなり得ると考えていますが、現在主要な生成AIサービスがインターネット上で提供されており、本町を含め自治体において導入が進まない要因として業務システム環境とインターネット環境のネットワークが完全に分離されているため生成AIの利用が限定的となり、十分に活用できない点が必要な要因と思われます。しかし、生成AIの有用性は今後さらに高まると予想されますので、先進事例などを参考に導入の可能性について情報収集等を努めます。

2点目の職員のスキルアップと意識改革の取組についてですが、生成AIの効率的な活用には職員のデジタルリテラシーの向上が重要と考えられます。情報の正確性や著作権の侵害など基本的な仕組みや利用方法、さらには高度な利用スキルやデータ分析能力を習得するための研修等、支援策が必要と考えます。

また、職員のモチベーションを高めるための施策としては、成功事例の共有による職員意識の高揚や職員からのフィードバックを積極的に取り入れ、研修内容や支援策を改善していくことで職員のニーズに応えることなどが考えられます。生成AIの導入に当たっては、これから取組を通じて職員のスキルアップと意識改革を図り、効率的な活用を推進していくことが重要と思います。

○9番（土屋美奈子君） 再質問をさせていただきます。

まず、1点目の生成AIの活用の可能性に関する見解として、今現時点では多少インターネット

だとかシステム、ネット環境の構築に問題があるというような答弁でした。ただ、その可能性については今後ますます必要性というか、重要性を帯びてくるのだろうと町も認識しているという答弁だと思いました。

まず、再質問として、どれほどの割合で職員の皆さんが使ったことがあるのか分からないのだけでも、生成AIというのは日常生活に普通にもう既に入ってきているところがあるのだろうと思いますし、今後の可能性としたら普通にスマホを買ったら、その中にもう既に内蔵されているようなものが今後出てくると思います。だから、生活にすごく密着をしていくのは間違いないのだと思っていて、その使い方いかんによっては、想像を絶するくらい力があると私は思っているのです。その開発のスピードや新たなサービスというものが出てくるのも驚くものがあると思っています。

多分、例えば役場内でいったら文章を書くだとか、国からの難しいものを要約するだとか、理解するためにそのツールを使うだとか、そういうことに使うことに関しては相当な仕事の時間の削減というものが図られるのではないかと思っているのです。そして、手助けになるのではないかと思っているのですけれども、まず導入に当たっての道筋というものをそろそろ真剣に検討をしていくべきではないかと思うのですけれども、具体的な計画をつくったり、そこら辺について、私の見解としては1年と遅れず、もう既にすぐ、今すぐ取りかかったほうが良いと思っているのですけれども、再度見解をお伺いしたいと思います。

**○町長（齊藤啓輔君）** 9番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

生成AIは、非常に有効なツールで、業務の効率化、削減に加えて予算も大幅に削減できる可能性があると考えており、例えばいろいろな会議で文字起こしとか委託、外部業者に委託しています

けれども、今そもそも裏で生成AIが動いているボイス録音機能があって、それによって精度がもうほぼ99%ぐらいになると。そうしたら、別に業者に発注しなくても自分で文字起こしできたりするわけで、経費も削減できたりするわけです。また、おっしゃったとおり要約とかも容易にできるわけなので、実際業務で導入、これを入れますとは言っていないですけれども、職員レベルでは使っているのではないかと思いますし、私はもう日常的に生成AIとか、友達いないので、会話していますけれども、このように非常に有意義なツールだと思っています。なので、必要に応じて導入、早急にしていくべきだと考えています。

計画をつくるかどうかは、内部で検討してもらいますけれども、つくらなくてももう事実上、使っているのではないのかと思います。

**○9番（土屋美奈子君）** 多分、予想としては全く使っていないのだろうと思います。そもそも分かっていないのだろうと思います。チャットGPTとか、ツールは何でもいいのだけれども、似たような力を持ったものは代表的なもので3つくらいあるとして、それ自体が例えば文字と文字をつなぎ合わせているものなのだとことすら理解していないかもしれない、もしかしたら。検索をするツールとして捉えているかもしれない。まず、そこら辺のチャットGPTというのは何ぞやというところから自治体職員の基礎の力を上げていかなければいけないのだと思う。

そして、使い方として、例えばこのツールの得意なところは、インターネットの検索というのは発売された2021年、2年前前から今何週間前にインターネット、検索できるようになりましたけれども、ストップされているわけ。だから、最新の情報というものは入っていなかったわけなのです。だけれども、聞いてしまうのです。これはどうなっている、あれはどうなっている。その認識がまだまだあって、先進事例というか、自治体と

してぜひ横須賀市を参考にさせていただきたいと思うのだけれども、なぜ横須賀市を参考にしてほしいと思うかというと、日本のこの生成AIを今牽引している有名な方というか、AIのプロというか、深津さんという方がいらっちゃって、深津式プロンプトというのを世に出して、今日本のプロンプトのベースというのは、指示書のベースというのは深津式が全て入っているのです。

そして、グーグルの今ジェミニの、チャットGPTと同じだけれども、その開発に携わっていて、その方が戦略アドバイザー、つまり日本を牽引している方が横須賀の戦略アドバイザーなのです。だから、多分日本の国でさえ、日本中の自治体でさえ、注目しているのは横須賀なのです。

その彼らが取り組んできたこの1年ほどの取組というのがまとめられて、インターネット上、公開されているのだけれども、先ほど言ったように一番最初につまずいたのは検索をしてしまうということでした、職員がみんな。これはどうと調べてしまう。そうではない、秘書だ。チャットGPTというのは、仕事を手助けしてくれる一つのツールだと。その意識改革から取り組んでいるそのステップを全部公開してくれているのです。

きっと横須賀は、これだけでは済まないと思うので、入っている人間が人間なので、ぜひ参考にして、最初からうちの町でもいけるところから取り組んでいただきたいと思いますと思うのですが、見解をお願いいたします。

**○町長（齊藤啓輔君）** 9番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

横須賀市の事例、非常に興味深いので、私も見てみたいと思います。

**○9番（土屋美奈子君）** ぜひお願いをいたしたいと思います。

どこから始めるかということなのだろうけれども、まず必要なのはやっぱりトップの号令なのかと思います。どうやって入っていくかというか、

全庁的に使いますというところまでいけるとしたら、クリアしなければいけない課題があるのだったら、それは何をクリアしていったらいいのか、それを検討してくれと町長のほうから号令を出していただければいきやすいのかと。

そして、自治体全部で取り組むためには、私の見解では、できるだけ危険な部分としては情報の部分だとかがあるのだろうと思うので、まずは横須賀市の例を言わせてもらっても、全員が誰でも使えるようにしたのです。どうしたら浸透するかということ、ハードルをできるだけ下げたのです。禁止された事項は、町民の情報を入れないということと重要事項を入れないということ、そしてチャットGPT自体は全庁で使えるのだけれども、外部と接触をさせないAPIというか、そういうシステムにして情報を外に漏れないようにした。職員がやったことは、個人情報を入れないという2つだけ、決まりは。あとは好きなようにやらせてみて、そしてアンケートを職員から取ってきて、上がった職員からのアンケートの改善点を今度は庁舎内で改善をしていくというやり方をしているのです。1週間に1回ずつ、みんなが分からないことを週間チャットGPTとして庁舎内にまくのです。底上げを図っていったというやり方がとても興味深いのだけれども、その前にそれをやりましょうと号令をかけたのはやっぱり首長であってトップであるのです。

だから、そこら辺をしっかりと、町長から今やったほうが良いという答弁をいただきましたけれども、できれば私はもうスピード感を持ってやらないと、ついていけないのではないかしらと思うし、相当のメリットというのはちょっと計り知れないだけあると思いますので、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。再度見解をお願いします。

**○町長（齊藤啓輔君）** 9番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

生成AIについては、私もその有用性はもちろ

ん理解していますし、秘書的な機能として力を発揮するというのは認識しているところです。自治体で導入するに当たっては、事務的な検討事項としてネットワークが2つ走っていて、それが分かれているのでというような技術的な問題もあるので、どうすれば導入できるかも含めて担当のほうで検討させてみたいと思います。

○9番（土屋美奈子君） 以上です。終わります。

○議長（藤野博三君） 土屋議員の発言が終わりました。

発言順位3番、議席番号10番、伊藤議員の発言を許します。

○10番（伊藤正明君） 令和6年12月定例会において、さきに通告いたしました2件について質問いたしますので、よろしく願いいたします。

最初に、廃棄物処理業者に対する対応についてでございます。新聞報道によりますと、小樽市の産業廃棄物処理業者が産業廃棄物処理法違反の疑いで逮捕され、これに伴い小樽市内は混乱が生じておりますが、余市町としてこの事例を見てどのような見解をお持ちかお伺いしたいと思います。

余市町では、家庭ごみの収集は第一清掃公社が、資源ごみの収集はリサイクル協同組合がそれぞれ受託し、その処理運搬を行っていると思いますが、小樽市で発生した事案を受け、対応策を検討されているのか、これについてもお伺いしたいと思います。

ごみ処理については、町民の生活に密接に関わっており、町としても安定した事業を推進することが町の責務であるとの認識をしていると担当課も見解を述べておられました。

安定した住民サービスを続けていくためには、リスクの極少化を図ること、そのためにはどのようなオペレーションを実施していくかが求められていると思います。令和6年6月開催の定例会において、町長は次の予算策定までに解決策を見出していきたいと答弁されておりますが、その後の

調整、進捗状況についてお伺いしたいと思います。

次に、水道事業経営の将来展望についてお伺いたします。まず、冒頭で11月29日に環境省と国土交通省が水道水の全国調査の結果を公表し、その中で発がん性が懸念される有機フッ素化合物PFASが全国で検出され、北海道内でも7事業で検出、その中で国の暫定目標値以下ではあるが、余市町でも検出されたとの新聞報道がありました。確認された数値をも含め、余市町としての見解をお伺いしたいと思います。

次に、余市町の水道事業経営の将来展望についてお伺いたします。昨年12月の定例会において、消費税を外税方式にするとの余市町水道事業給水条例が改正され、令和6年7月から水道料金は実質10%の値上げとなりました。水道料金の改定により、3年後の令和8年度末決算見込みは、収支バランスはマイナス基調を脱却できないが、キャッシュフローがマイナス3,647万9,000円からプラス8,347万3,000円に転ずることができるとの試算でありました。

今後の収益環境を見ると、給水収益はマイナス基調となるのは明らかであり、料金回収率の推移を見ると前回の水道料金改定直後の2年間を除き90%を切っている状況にあります。これらの要素だけを見ても令和9年以降においては非常に厳しい経営状況に陥ることは間違いないと思考しております。

令和4年6月には、目標年度を令和13年とする計画期間10年の余市町新水道ビジョンを策定しておりますが、全体を通じてばら色の計画ではないということが感じ取れます。その中で、東部地区及び栄地区の水道施設を計画最終年度までに余市川系に統合するなど、水道施設の再構築を実施してダウンサイジングを図るなどの計画となっておりますが、これらの施策をできるだけ前倒しで実行するという考えはないのかお伺いしたいと思います。

北海道では、総務省及び厚生労働省からの要請を受け、令和5年3月に北海道水道広域連携推進プランを策定しておりますが、これは国も道も水道事業の将来に対して強い危機感を持っている表れだと考えますが、水道事業の広域連携について北海道から何らかのアクションがあったのかお伺いしたいと思います。

また、水道事業の広域連携について、余市町としてはどのような見解を持っているのかお伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願いたします。

○町長（齊藤啓輔君） 10番、伊藤議員の廃棄物処理業者に対する対応についての質問に答弁します。

1点目の小樽市の産業廃棄物処理業者の逮捕による見解についてですが、産業廃棄物を一般廃棄物に混ぜ、一般廃棄物処理施設に搬出した疑いがあり、会社社長が逮捕されたもので、産業廃棄物収集運搬の許可主体である北海道や一般廃棄物収集運搬の許可主体である小樽市の対応を注視します。

2点目の小樽市の事案を受け、本町のごみ収集に係る対応策についてですが、一般ごみ及び資源物の収集業務については毎月の業務報告や定期的に現場を確認しており、業務を適正に執行していると認識しています。今後においても業務報告や現場の確認を行いながら適正な収集業務に努めます。

3点目の安定的な収集体制の構築に係る解決策の調整、進捗状況についてですが、今後人口減少による担い手不足が見込まれ、本町においても収集作業員の人手不足が懸念されることから、本町としては収集事業者が協力することで、よりよい収集体制の構築を図ることを目指していきます。

次に、水道事業経営の将来展望についての質問に答弁します。1点目のPFASの水質検査に関する質問ですが、水道水における有機フッ素化合

物PFASについて、本町ではPFASが水質管理において留意する必要がある水質管理目標設定項目に追加されたことを受け、令和2年度から余市川浄水場系統の原水について年1回の検査を実施しています。また、本年7月に全5系統の原水について、8月には浄水の調査を実施しました。また、豊浜、豊丘、東部地区浄水場系統はいずれも未検出、余市川浄水場系統で1ナノグラム、栄地区浄水場系統で13ナノグラムであり、全水源において国が定める暫定目標値50ナノグラムを下回っており、町民の皆さんに安心してご利用いただける水道水であることを確認しました。今後も安全で安心な水を安定的に供給できるよう、継続的に水質管理を行っていきます。

2点目の余市町水道事業経営の将来展望についてですが、水道事業は浄水場や貯水池、管路等膨大な設備を保有する装置産業であり、施設整備や維持管理に多額の費用を要します。人口減少や電気料金等の経費高騰により経営環境が厳しくなる中で安定給水を継続するためには、限られた財源を効果的に投資する必要があります。このため、アセットマネジメントの手法により資産を客観的に把握、評価することを施設能力の適正化及びコスト削減を図るのに最も必要な施策であるダウンサイジングを実施すべき施策の一つとして考え、施設においてはそれぞれ給水区域を持った浄水場等の施設統廃合を計画、実施予定しています。

なお、東部地区及び栄地区の水道施設については、令和13年度を目途に余市川系に統合することを予定しており、他の更新事業もあることから前倒しの実施は難しいと考えます。

3点目の水道事業の広域連携についてですが、北海道水道広域連携推進プランが昨年3月に策定されており、ソフト面では水道施設の維持管理、水道料金関係事務、水道メーターの購入などの共同連携、ハード面では浄水場の集約や水源活用、遠方監視システムの共同化などのプランが示され

ています。広域連携に係る具体的なアクションや協議は受けておらず、本町において現時点で広域化の検討は行っていませんが、経費削減等の事業経営健全化に資するものかどうか研究していきます。

○10番（伊藤正明君） 最初に、廃棄物処理に関して再質問をさせていただきたいと思います。

小樽市で発生した俗に言う事件と申しますか、それを受けて、やはりこういったリスクというのは常に考えて日々の政策を推進していくという部分が必要かと考えております。やはり最大の目的は、安定したサービスを町民にしていくということでありまして、そういった中でのリスクの極少化、つまりリスクヘッジをどういった体制でやっていくのかということが必要かと思っております。

先ほど町長の答弁の中にもそういったことについて触れられておりましたが、このごみ収集に関しての最大の問題点はリスクの極少化と、あとは委託費用の透明化、健全性の確保だと考えております。

そういった中で、町長が令和6年6月開催の定例会において答弁されましたように、次の予算策定までにはめどをつけたいといったような答弁をされておりましたことについて、その後の調整、進捗状況について町長からは答弁ありましたが、私がお願いしたいというか、言いたいのは、やはり町としてどのような方向で、方策で、スキームで、そういった部分を先に具体的に計画として担当課もしくは町において策定をして、それを余市町内における業者の方々に提示をして意見を聞いて、実現可能性があるかどうか、また実現していくためにはどうしたらいいかといったようなアクションと申しますか、手続、順序が必要かと思うわけでありまして。そういった部分において、町長としてはそういった余市町としての方向性等について、具体的に示して業者との対応に当たるというようなことに対しての町長の見解をお伺いした

と思います。

○町長（齊藤啓輔君） 10番、伊藤議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

廃棄物の安定的な処理に関しては非常に重要な問題であって、おっしゃるとおり論点としては人口減少の人手不足によって安定的な供給ができなくなる可能性があるというのが1点、特に小樽市の例のような事例があったら混乱を来すわけなので、安定的な処理をいかに達成していくのかということと、まさにおっしゃるとおりで費用が高止まりしているのはなぜなのか。そこを明確化しなければならないということで、今年度の予算では見積りを合わせた上で予算を承認していただいたのにもかかわらず、すぐに補正というあり得ない事態が起こったわけではないですか。そういうのは、あってはいけないことです。だからこそ、きちんと方向性を示して、どういうふうにしていくのかを徹底していかなければならないわけであって、論点としてはこのリサイクル協同組合というところに委託しているわけですが、もう時代の変化と法令が合っていないくて、そもそも。4社以上で組合をつくったとして、どんどん抜けていっても、例えば1社になったとしても組合は組合のままというのはおかしいですよ、明らかに。そういう論点があるわけなので、だったら許可業者を全部入れて安定的な運用体制にして効率的にするほうが合理的でしょうというような方針をきちんと調整するようにはしていきたいと思っておりますので、意見交換はちょうど月曜日、昨日やったそうなので、もちろん特に意見なんて出るわけもないので、町からきちんと方針を示して方向性を示すことが重要ではないかとは思っています。

○10番（伊藤正明君） 今の町長の答弁については、非常に納得できる部分がありまして、まさにそのとおり、町側から今後のごみ収集のスキームについて明確にして方向性なり、どのようなスキ

ームでやっていくかということを確認にして業者側に提示をして調整を図るといったようなことでぜひやっていただきたいと思ひますし、この費用の透明性の問題についても今年度のように予算策定から3か月たたないうちに補正を組むような状況というのは、決してあってはならないと町長も認識されておりますので、ぜひそういったような方向で進んでいただきたいということを要望して、この件については終わります。

次に、水道事業の将来展望についてということですが、冒頭の国土交通省等が水道水の全国調査をした結果で発がん性が懸念される有機フッ素化合物PFASが全国で検出され、道内でも7事業で検出されて、余市でも基準以下ではあるけれども、検出されたと。

なぜこれにこだわっているかということ、新聞に報道されたのは北海道でも7事業、その中に余市町が特定されて代表的な事例みたいな書き方で報道が出ておりました。確かにこのPFASの問題は、50ナノグラムですか、以下であれば身体には影響はないのだという、そういった基準でやっていると思ひますし、余市町においても水質検査はされておりまして、産建常任委員会でもその報告を受けておりますけれども、我々の認識としてはこのPFASの問題が、そこまで大変という認識がなかったもので、基準値以下という中で、全部大丈夫ですということとその常任委員会では認識していたという記憶があります。

ただ、ここにきて急にこのPFASの問題が注目をされるというか、スポットが当たりまして、先日の石破総理大臣の所信表明演説の中にもこの水道水のPFASの問題について、今後きちんと注目をしていくというような施政方針の中でも触れられております。そういったこともありますので、もし町民の中にもこれについての不安感、不信感を抱くといったようなことがあってはならないと私は考えておりまして、これをやはり町とし

ては町民の方々にきちんとこの安全性の問題とか、なぜこういったふうに報道がなされて、また調査がなされているけれども、今の状況ではどうということですから、皆さん安心ですと、大丈夫ですといったようなことをやっぱりアナウンスする義務があるのではないのかと思ひますが、その辺について町長の見解をお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 10番、伊藤議員の質問に答弁させていただきたいと思ひます。

PFASに関する報道に関しては、ちょっと疑義があるといひますか、市町村内で最も高かった地域として、検出された地域として余市が出ているわけですが、調査機関の精度によってばらつきがあるわけです。ただ、本町では1ナノグラム以上でも検出したら出るように設定している非常に高精度のものでやっていますけれども、ほかの市町村では例えば10ナノとか20ナノに設定している事業者もあるわけです。そうしたら、実際にはあるかもしれないけれども、未検出として出るわけです。こういうこともあって、一概に余市が筆頭事例として言うこともできないのではないかと考えているわけです。実際にそういう粗い精度でやっているところが多いわけなので、報道にはちょっと一言物申すというか、疑義があると考えています。

いずれにせよ、余市町ではきちんと高精度の検査でやっており、基準値以下ということは確認はしておりますので、その点は安心してきちんと水を使っていたら問題ないと思ひます。

○10番（伊藤正明君） 水道水の安全性については、私も疑いを持っているわけではありません。ただ、あのような新聞報道で余市町という実際の名前が出たということについて、やはり余市町としてもきちんと対応したほうがいいのではないですかということを言いたいわけで、今ここには環境省から出ているもの、水道水の中に含まれるPFASの問題について出ていますけれども、1リ

ットル当たり50ナノグラム以下であると。毎日2リットルを一生飲み続けても健康への悪影響が生じないと考えられるレベルということで環境省のホームページには出ているわけで、ぜひこの辺のことを例えば余市町の広報紙にこういうふうに出ていましたけれども、余市町の水道水は安全です。国の基準では、こうなっていますと。だから、安心して飲んでくださいといったようなアナウンスをぜひしていただきたいということを要請して、この件については終わります。

その次の水道事業経営の将来展望ですけれども、昨年の12月の定例会において消費税を外税方式にするということによって、結果的に令和6年7月から水道料金は10%値上がりをしたということ、これについては我々としても賛成討論の中で述べていることは、町民の信頼に足る方策を実施し、水の安定供給に向け、バランスシートの健全化を含め、最大限努力されること、そしてこれを着実に実行していることを前提条件として今回の外税方式の導入とそれに伴う水道料金の実質値上げについてはやむを得ないと判断するというところで賛成討論をしているわけでございますが、今のこのままで進みますと間違いなく10年後には水道料金を8%から9%値上げしなければならないという、これは国もしくは道の見解というか、考え方として出ておりました。

余市町においても今の財政状況を見ますと、令和8年までは何とかなっていますけれども、令和9年にはバランスシートはずっと赤字ですけれども、キャッシュフローそのものが厳しい情勢になる可能性が高いというような見通しが立つ。そうになると、これが令和10年から15年の段階で、またここで水道料金の値上げの問題が出てくる可能性があると思うわけです。

水道事業というのは、収益を何に求めるかといったら水道料金しかないのです。あとは、一般会計からの繰入れ、これはもう全く繰入れはなしで

独立採算制を施行するというのが大前提でやっておりまして、まさしくそうでなければ赤字になったから一般会計から繰入れをして補填するといったようなことをやっていくと、それによって余市町の予算そのものが逼迫をしていく可能性があるわけですから、何とか自前の努力というか、自助努力の中で水道事業の継続、安定した継続を執行していくのが必要かと思います。

その1つとして、水道ビジョンを立てられて令和13年度までの10か年計画でいろいろなことをやりますとなっています。ただ、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、アセットマネジメントによって投資金額の平準化を図り、その曲線の平坦化を図って分散投資をしたいということによってという話もありましたけれども、それはそれで単なる財務上の問題で、その曲線をなだらかにするということにしかならないわけです。だから、やはり新しい施策を出していく。それが1つはダウンサイジングの問題としてこの水道ビジョンには出ていたわけですが、これを令和13年度までということでは出ていたけれども、これはやはり前倒しをして早いうちに、せっかくアセットマネジメントもやっているわけですから、前倒しをしてやっていく可能性というのはゼロではないと思う。

そのためには、財務キャッシュフロー、投資をするとキャッシュフローはプラスになって、結果的にはマイナスになるのですけれども、そういうことはある程度、二、三年の分散投資等を考えながらダウンサイジングを図ると。なるべく早めにやって、令和13年度までと言っていたものを早めにやってしまって次に進んでいこうといったようなことも必要ではないのかと私は考えているので、そのような質問をさせていただきました。再度この点について、町長からの答弁をお願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 10番、伊藤議員の質問に



答弁させていただきたいと思います。

P F A Sは、先ほど終わりましたが、ちょっと言い忘れていたので、1点付け加えますと、調査に関しては費用がかかるので、36%の事業者がやっていないということもあるというのをちょっと付け加えさせていただきます。

今後の水道事業のダウンサイジングの前倒しに関してなのですが、私のほうでも何年前かに広報で水道に関するコラムを書いたわけで、それは今読み直してもすごくいい文章というか、すっきりまとまっていますので、そこに論点がまとまっていますが、実際に外税方式にすることだけでは、もちろん経営は改善しなくて、現状のままだとどこかのタイミングでおっしゃるとおり値上げをしなければいけないというような状況に陥る可能性もあるわけです。そのためにダウンサイジングをするということですが、ダウンサイジングのみではやはり収支の均衡は図れませんので、しかもダウンサイジングするためにはそのための費用も必要なので、その費用を確保してからではないとなかなか動けないということもありますので、もちろん収益の確保を踏まえた上でダウンサイジングしていくことが重要なので、そのために進んでいくということなのでしょうけれども、先ほどの答弁でもありますとおりダウンサイジングのための費用を確保しなければいけないけれども、現在他の更新事業があるから費用が確保できないということで前倒しができないと。そういうような流れですが、その点に関してもきちんと今後の経営の方向性、なかなか非常に厳しいものがありますので、それを見据えてどう効率化が図れるのか、引き続き検討していきたいと思っています。

○10番（伊藤正明君） 分かりました。ただ、一言だけ言わせていただきたいのですけれども、今の段階で例えばダウンサイジングするのにちょっと費用がかかると。それをどう捻出するかがちょ

っと今の段階で見通しが立たないから、今すぐにはできないという答弁でしたけれども、水道事業会計は3年後も見通しなんか立たないですよ、今のままでいったら。だから、また3年後になるとダウンサイジングやろうとしたけれども、お金どうしようとかというような話で、結果的には企業債を発行して借入れをして、またそれにうまく国とか道とかの補助金等を絡めていくしかないとは私は考えておりますので、ぜひそういったようなことを今のうちからきちんと考えていくという方向が必要かと思っております。

そういった意味で、このダウンサイジングの前倒しということについて、ぜひ検討をしていただければ幸いです。この件についてはぜひそのような方向で進んでいただきたいということで終わります。

次に、地域広域化の連携の関係ですが、これは国がやはり将来に向けての危機感を非常に強く持っていて、それがために国がよくやる広域化ということかと思っておりますけれども、やはり水道事業においても単独の自治体ではなかなか難しくなっているということで、余市町においても間違いなく人口減、つまり人口減になるということは、その分水道を使わない。使わないということは、水道料金が減っていくと。でも、一方でいろいろな施設に問題が生じてくるので、施設の保全をしなくてはならない。それにはお金がかかる。そういった悪循環になってしまうわけです。そういったときに、それから脱却するための一つの方策としてこの広域化連携という考え方が出てきているのではないかと思います。

国の要請を受けて北海道では、めちゃくちゃカッコいいビジョンを出しているのです。このとおりいったらすごいなというぐらいのビジョンを出しているのです。私に言わせると机上のプランで、将来これではどうなのかという部分もありますけれども、ただそういった中で進めざるを得ない状

況になっていて、余市町においてもこの広域化連携ということは、やはり頭の片隅というか、片隅ではなくてかなりの真ん中ぐらいに置いて考えていく必要があると思います。

1つは、ソフト面とハード面、両方あるというふうなお話も出ておりましたけれども、いろいろな毎年使う水道水をきれいにする薬剤を共同購入して安くするだとかといったような部分と、もう一つはいかに近隣の町村との連携、企業でいう合併、統合ができるかということを実際に考える状況になってきているのではなかろうかと思えます。これは、地理的というか、地政学的な問題があって、近隣といえども簡単にいかないのですという部分はあろうかと思えますけれども、これは私の独り言で聞いてもらって結構なのですけれども、例えば仁木町という地というのは山がないですから、国道1本でつながっているわけですから、その間に管を1本通せばいいのではないのかと。こういう考え方も1つあると思うのです。そういった中で、仁木町と余市町の広域連携は、やろうと思えば可能性としてはゼロではないという、私はそういう思いがあります。

もう一つは、全面的な自治体同士のそういった広域連携ではなくて、部分連携でもいいのではないのか。これは、どういうことで言っているかといいますと、例えば豊浜、潮見地区は余市町内においても梅川の山があるために水源を別にしているわけです。管を通してはできないから。だけれども、豊浜、潮見地区と古平は山がないのです。としたならば、可能性としてはゼロではない。つまりそういった水道管布設という中で可能性は、地理的にはやってやれない話ではないと。そうなった場合には、部分的なエリアでの連携、これも考えられる可能性があるのではないのかと思えますけれども、今話した広域連携について、そういった先ほどソフト面、ハード面のお話を町長されましたが、後半で述べました部分的な広域連携、

これについての可能性を考えながら検討するということについて町長の見解をお伺いしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 10番、伊藤議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

人口減少下で広域で水道を連携していくことというのは、北海道がビジョンも示しておりますが、おっしゃるとおり北海道は地理的に非常に厳しいものがありまして、ビジョンがあったところで実際に現場に落とし込めるかということ、必ずしも落とし込めるものではないわけです。例えば薬品購入を共同化するとかであれば、費用対効果が見込めるのであれば検討の余地はあるかと思えますけれども、例えば施設の管理だとか、水道メーターの共同購入だとか、電気の点検だとか、そういうソフト面での協力に関しては削減効果が見込めないというようなシミュレーションも出ているわけです。

このようにビジョンを現場に落とし込むということは、なかなか大変なものと、あとは近隣との広域化に関しても簡易水道事業なので、近隣、仁木、古平、そことの連携というのは、やはり統合によるメリットがないというような、うちの担当のほうでも詳細にシミュレーションしていますが、そこは地理的な問題があって広域化にはなかなか向かないというのと接していても簡易水道との連携においてはメリットが見いだせないということがもうシミュレーションで出ているわけなので、なかなかそう簡単に打開策が見つからないというような難しい状況があるわけです。

このような状況もあって、大体、削減や費用対効果が見込めないものが多いということと、あとそういうこともあって具体的な協議は実際には進んでいないというような状況であります。

○10番（伊藤正明君） 今の町長の答弁は、非常に納得性の高いものだとも私も認識はしておりますけれども、とはいえ何かをしなければ余市町の水

道事業そのものが破綻してしまう。そうなったときに、結果的に町の一般財源を使ってそこに補填をしていくといった負のサイクルに陥る可能性があるわけです。今の段階では、まだそこまでいかないという状況にありますので、そして担当課でも非常に厳しい中でもアセットマネジメントをするとか、非常に工夫をされているということは十分理解しております。

しかしながら、やっぱり今後10年、20年後においては厳しい情勢になると。そうなったときに、多分国のほうでもこれは一地方の問題ではなく、国として全体を考えなくてはいけないということで施策等が出てくる可能性はゼロではないとは思いますが、その前に私は先手、先手で余市町の水道ビジョン、令和13年までは一応つくりましたけれども、さらに先までを見越したビジョンをぜひ立てて、それに向け一步一步前進していただきたいと思います。

あと、その細かな数字等については、この場にはちょっとそぐわないので、予算委員会の際にいろいろとお話をしてお聞きしたいと思います。町長には最後にこの水道事業の将来について町長としての考え方、また方針等についてお聞かせ願えればと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 10番、伊藤議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

水道事業は非常に厳しい状況で、今後人口減も相まってより厳しくなっていくのは目に見えているわけです。なので、それぞれの課題を解決した場合に個々の自治体、願わくば本当に北海道が一元的に全部やってもらえればいいのでしょうかけれども、いずれにせよ、広域連携はなかなか難しい点もありますけれども、何ができるのか。経営の健全化に資するものなのかどうかというのは、引き続きどうしたらいいのか検討はしていきますし、できれば協働でやれるのが一番望ましいと思いますので、今後も引き続き事業の健全化に向け

たシミュレーションはやっていくということでございます。

○10番（伊藤正明君） 今、町長から答弁いただきました。ぜひそういったような方向で、広域連携については非常に難しいという部分があるのは十分私も理解しておりますけれども、できない理由はいつでもできる。どうやったらできるかということや、存続に向けて今のうちから手を打っていただきたいということを最後に申し上げて終わります。

○議長（藤野博三君） 伊藤議員の発言が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

---

再開 午後 2時10分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

順次発言を許します。

発言順位4番、議席番号14番、大物議員の発言を許します。

○14番（大物 翔君） 令和6年第4回定例会に当たり、さきに通告済みの質問1件について答弁を求めます。よろしくお願いいたします。

不必要となった学用品の利活用に向けた仕組みづくりについて伺います。以前、学生服、スキー用品、柔道着、習字セットやお道具箱など学用品購入の保護者負担軽減について伺ったところ、多額の予算が必要になるため実施は難しいとの答弁がありました。

そこで、方向性を変えて、お下がり品の利活用の視点から見た場合はどうでしょうか。これは、新入学対応というより在学中の買換え、買い足しを念頭に置いたものです。学校の卒業時、多くの学用品は不必要となる上、児童生徒が成長する過程で

サイズが合わなくなってしまう、買換えや買い足しを余儀なくされることがあり、保護者にとっては大きな負担です。現状の就学援助制度でこうした品目の購入支援を行う制度はありますが、昨今の物価高に苦しむのは就学援助対象世帯だけではありません。以前は、PTAや地域のバザーなどで不必要となった学用品が集められ、人から人へお下がりが行われていましたが、現在は保護者も多忙で取組が難しくなっています。また、知り合い同士の融通は一部に限定され、広がりや欠く面があります。

そこで、年度途中などに学校や体育館や公民館の大講堂などでもってけ市のような取組を行い、不必要となった学用品の利活用を促す取組を実施するべきではないでしょうか。そこで、以下伺います。

1、不必要となった学用品の利活用の現状について。

2つ、現在の就学援助制度だけでなく、物価高に苦しむ全ての家庭が利用できるような仕組みの構築が必要であると考えますが、見解について。

**○教育長（前坂伸也君）** 14番、大物議員のご質問に答弁申し上げます。

1点目の不必要となった学用品の利活用の現状についてでございますが、議員のご質問にありますとおり、以前は黒川小学校においてPTAの活動としてスキー用品の譲渡会を実施しておりましたが、現在はコロナ禍における感染症対策や引取り手のなかった用品の処分等の問題から実施はされておられません。また、制服につきましては町内の民間団体において制服の譲渡を目的とした余市制服バンクという取組が実施されているものと認識をしております。

2点目の物価高に苦しむ全ての家庭が利用できる仕組みの構築についてでございますが、国においては物価高対策として様々な施策を展開しており、本町におきましても子育てや教育に関わる経

済的負担軽減のため、給食費や保育料の無償化などの支援策に積極的に取り組まれているところでございます。

**○14番（大物 翔君）** それでは、伺ってまいりたいと思います。

確かに、かつては小学校などでそういうものが行われていたというのは私も聞き及んでいるのですが、すけれども、コロナ禍だとか、様々な事情もあって今はあまり行われなくなってしまったのだと。

また、学生服などに関しましても、そういう団体が活動をされていた形跡は私も存じているのですが、すけれども、なかなか現在はそれが聞こえてこない部分もあるのかと思うのです。もっと言えば、民間任せにし過ぎないようにしていくというのが大切なのではないのかと思うのです。

私の子供の頃などを思い返してみますと、結構そういうのをまだ地域でやれる余力があったのかと。ただ、現在はなかなかいろいろな事情もあってそれが難しくなっている部分もあるし、答弁あったように不要となる、引取り手がなかったものの片づけがうまくできなくてというのものもあるのだと思うのです。であれば、最後の出口の部分が解決していけるのであれば、また違った方向性もあるのではないのかと。

今のお話だと、1つネックになってくるのは多分出口の問題かと。本当に使い手がない、引取り手がない、これをどう後始末をするのか。逆に言えば、これが解決できれば構築の見込みというのは見えてき得るものなのかどうか、現状の見解をお願いします。

**○教育長（前坂伸也君）** 14番、大物議員の再度のご質問に答弁を申し上げます。

行政の関わりという部分だと思っておりますが、全国的にこういう学用品等の再利用については取り組まれているというのは私も承知しております。これにつきましては、主体的にはNPO法人だとか、またはボランティア団体ということで、民間の団

体が主体的ということで、一部例外はありますが、あまり行政が関わりがなくて民間レベルで取り組まれるというのがスタイルだと思います。

これは何かというと、やはりあまり行政が関わると民業圧迫ではないのですが、そういった部分もやはりネックになるのではないかとといった部分で、私としては行政が協力するというのは大事なことだとは思いますが、行政が主体的に取り組むということについては慎重にならざるを得ないと考えております。

**○14番（大物 翔君）** 確かに、そういう点は留意しなければいけない点だと私も思うのです。

今回質問させていただくに当たっても、実は令和5年の予算委員会及びそのときの代表質問で、まだ私が当時会派に所属していた頃に、もう勇退されたかつて町議だった方が代表質問でこの問題を実はしているのです。ただ、当時は学生服はあまり強調しないでスキー用品のほうなどを念頭に置いて実は言っていたのです。その後、予算委員会でそれらも含めた学用品ということで私も質疑しているのです。

民業圧迫はおっしゃるとおりかと思うし、民間のほうで頑張られている事例がかなり多いのかと私も見受けはするのですが、ただ札幌市などですと実は市の教育委員会のほうがやっぺらしているのです。だから、全くないわけではないのです。

新入学となると、これはやっぱり事業者からすれば大きな需要でございますから、そこにまできると恐らく財政支援という形のほうが現実的だと思うのです。では、そうはいつでも無限に予算をつけられるわけでもない。そして、お金がないなら知恵を出すと私もよく叱られながら育ったものですから、では何とかそこをつなげてあげることにはできないものかと。

何度か申しましたけれども、かつては地域だったり、保護者の方だったりというのが積極的にお力添えいただいていたとは思いますが、

少し話、それならあれですけども、区会なども含めていただけども、そういう民間の組織ではなかなか今様々な事情から活動が難しくなってきたという側面もあると思います。さりとて学用品というのは、学校で使うために必要とするものなわけでございますから、このずれというのを何とか解消していつてあげられないものかと思ったのです。

そして、お金をたくさんかけることで解決するのではなくて、お金をかけなくても解決できる道筋を打ち立てていきたいと。そのために力を合わせるというのが大事だろうと。そして、これは教育委員会だけが頑張ればいいというものでは当然ないと思っています。だから、そういう仕組みを組み立てながら、だんだん周りを巻き込んでいつてあげる。そういうことで全体をいい方向に持つていくということがやはり大切なのではないかと感じる次第なのですが、いかがでしょうか。

**○教育長（前坂伸也君）** 14番、大物議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

以前からいろいろご質問、ご提言を受けているのは私も承知しております。そういった中で、教育委員会の立場といたしましては、援助が必要な方につきましてはスキー用品、制服も含めて支援をさせていただいているところでございます。そういった中では、教育的な観点から公平性は確保されているものと認識しております。

そういった中で、区会等々地域の活動のやっぱり弱体化というお話もされていましたが、やはり先ほども言いましたが、協働という部分、協働という言葉もありますが、まさにそういった部分、行政とやっぱりすみ分けではないのですが、役割分担をしていろいろ取り組んでいくということは大事なことだと思います。そういった中で、行政が主体的に取り組むのではなくて、民間主導で取り組むことによって、さらに活動の輪が広がって実効性が伴うと考えております。

あとは、札幌を例にお話でしたが、余市町は制服に特定しますと2つの呉服店さんに関わっていただいております。年々ご案内のとおり少子化が進んで、取扱数も減少する傾向がございます。そういった中では、やはり札幌と需要の部分もありますので、一概に比較することもできないと考えております。

**○14番（大物 翔君）** そうですね。私が買換え事業なり買い足し事業に視点を置いたのは、まさにそこだったわけですし、買って使って捨てて、これを繰り返す続けるというのなかなか、このご時世厳しくなっていくかなという部分もあるかと思うのです。そう考えていくと、さすがにこのままではというものもあると思うのです。

札幌市とは実情が違うのだと。確かにそういうものもあると思うのです。逆に大都市圏であれば、いわゆるリサイクルショップとか言われるような業態もたくさんございます。大都市は逆にそれがゆえに、需要がたくさんあるのに供給不足に陥っているという側面も出てきているそうなのです。これは、今年の3月末の道新さんの記事なのですけれども、見出しだけ言うとスキー用具リサイクル岐路、札幌市教育委員会、譲って最多6,000件、提供僅か1,000件と。様々書かれているのですけれども、大きいまちは大きいまちなりに事情があるのかと。

ただ、かといってまさかスキー授業をやめるわけにもいけませんし、では学生服を私服に変えましょうかとやったら、多分私服のほうがコストがかかるし、かえって費用がかかってしまうのかと。学生服なんていうのは、特に3年間着ることを前提に設計されているので、極めて頑丈なのです。だから、それがそのまま捨てられていくのはまたもったいないし、何だったら販売店さんなどを巻き込みながら、そうやって収集されたものを今度直しをして再販していくと。もしくは、完全に譲渡という形でお渡しをするだとか、そういつ

た選択肢をつくりながらバランスを取って模索をしていくというのも、また次の展開を考えていく上でも私は大切なのではないかなと感じるのであれば、どうでしょう。

**○教育長（前坂伸也君）** 14番、大物議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど答弁もさせていただきましたが、余市町ではリカバリーしりべしという団体で制服の引取りをしております。制服の引取りは随時受けておりまして、利用者は数件でございますが、問合せは10件程度あるということでございます。そういった中では、取扱数は少ないのですが、そういった対応をしているところもありますので、私どもの町の規模で言うと、こういった取組、地道な取組がまさに町の規模にマッチしているのではないかなと考えております。

ただ、議員ご指摘のあったとおり、リサイクルという観点で取り組んでいる自治体もあるように聞いておりますので、今後そういったことも含めて私のほうもいろいろ研究もさせていただきたいと思っております。

ただ、やはり基本となるのは民業圧迫ではないのですが、やはり主体的には民間団体のほうでやっていただいて、それに対して行政がサポートするという、そういった形がいいのではないかと考えております。

**○14番（大物 翔君）** そうであれば、後押ししていったらという視点でもし見るのであれば、そうやって活動をされている団体さんだったり事業者さんだつたりの情報というのを一まとめにはないですけれども、お伝えしていったらいいのかも保護者の方とかに大事なのかと。

個々で頑張らせて、自力で検索して見つけていくというのもそれは1つ手なのだけれども、学用品に関わるもので、例えば新品だつたらこういうところで町内では商っているところがございませうとか、あるいはリノベーションの分野で

あれば、あるいは譲渡の分野であれば、こういう部分もありますよと。どこまで大きな需要があるのかどうかは、断定はできないですけども、ただ一まとめにこういう選択肢もあるのですよという形で促して行ってあげて、民間さんのほうで頑張っただ協働していけるふうなものをそつと後押ししてあげる、知らせて行ってあげるというのも1つ考え方としてはあってもいいのかと思います。これだけ伺って最後終わろうと思うのですが、どうでしょう。

○教育長（前坂伸也君） 14番、大物議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

子育て支援という大きいところで言いますと、先ほど答弁をさせていただきましたが、非常に町長も力を入れられて、給食費の無償化等々ダイナミックに展開をさせていただいています。

給食費の無償化で言いますと、私どもの町の規模で実施している事例がないということで、非常に他の自治体にやはり大きな影響を及ぼしておりまして、余市町の子育て世帯については非常に経済的なメリットがあると考えております。

そういった中で、いろいろご指摘も受けましたが、やはり行政の役割とやはり協働といいですか、民の役割というのは分担して考えるのが基本ではないかと考えております。何から何まで行政がやるというのも1つ、これ語弊があったら困りますので、全くやらないというわけではなく、私も一生懸命やるのですが、やはりそういったすみ分けというか、役割分担も必要だと思います。ただ、いろいろご指摘も受けましたので、いろいろ研究をさせていただきたいと思います。

○議長（藤野博三君） 大物議員の発言が終わりました。

---

○議長（藤野博三君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明11日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 2時30分

上記会議録は、中山書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長            12番    藤    野    博    三

余市町議会議員            6番    庄            巖    龍

余市町議会議員            7番    中    井    寿    夫

余市町議会議員            8番    川内谷    幸    恵